

令和6年第1回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和6年3月5日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和6年3月5日（火）（午前9時00分）
- 4 出席議員 (13名)

1番 坂本 稔記	2番 南 雅彦	3番 山口 欣也
4番 福田 泰生	5番 渡邊 昌行	6番 谷口 和也
7番 井上 容子	8番 山路 善己	9番 前川さおり
10番 中西 友子	11番 北 守	12番 坪井 信義
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	中西 章
会計管理者	真砂 浩行	総務政策課長	中村 元紀	税務住民課長	山下 健一
保健福祉課長	見並 智俊	産業振興課長	里中 和樹	建 設 課 長	平生 公一
教育事務局長	梅前 宏文	上下水道課長	山本 陽二	病院老健事務局長	竹郷 哲也
地域づくり推進室長	中川 泰成	防災対策室長	内山 治久	生活環境室長	山口 成人
地域共生室長	中西扶美代	監 査 委 員	大西 栄		
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	中西 豊	同 書 記	福井希美枝	同 書 記	中山 元太
--------	------	-------	-------	-------	-------
- 8 日 程
  - 第 1. 会議録署名議員の指名
  - 第 2. 会期の決定
  - 第 3. 諸般の報告

報告第 1号	例月出納検査の結果報告について
--------	-----------------
  - 第 4. 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（玉城町手数料徴収条例の一部改正について）
  - 第 5. 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度玉城町一般会計補正予算（第7号））
  - 第 6. 議案第 3号 玉城町田丸駅交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
  - 第 7. 議案第 4号 玉城町行政組織条例の一部改正について
  - 第 8. 議案第 5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

- 第 9. 議案第 6号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第10. 議案第 7号 玉城町使用料条例の一部改正について
- 第11. 議案第 8号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第12. 議案第 9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第13. 議案第10号 玉城町介護保険条例の一部改正について
- 第14. 議案第11号 玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第15. 議案第12号 玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第16. 議案第13号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第17. 議案第14号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第18. 議案第15号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第19. 議案第16号 玉城町下水道事業の設置に関する条例等の一部改正について
- 第20. 議案第17号 定住自立圏形成協定の変更について
- 第21. 議案第18号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第8号）
- 第22. 議案第19号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第23. 議案第20号 令和5年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）
- 第24. 議案第21号 令和5年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第25. 議案第22号 令和5年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第26. 議案第23号 令和5年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第27. 議案第24号 令和5年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第28. 議案第25号 令和5年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
- 第29. 議案第26号 令和5年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第30. 議案第27号 令和6年度玉城町一般会計予算
- 第31. 議案第28号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計予算
- 第32. 議案第29号 令和6年度玉城町山村振興事業特別会計予算
- 第33. 議案第30号 令和6年度玉城町介護保険特別会計予算
- 第34. 議案第31号 令和6年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算

- 第35. 議案第32号 令和6年度玉城町病院事業会計予算
- 第36. 議案第33号 令和6年度玉城町水道事業会計予算
- 第37. 議案第34号 令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算
- 第38. 議案第35号 令和6年度玉城町下水道事業会計予算

(午前9時00分 開会)

## ◎開会の宣告

○議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しております。

よって、令和6年第1回玉城町議会定例会を開会します。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たり、町長から定例会招集の挨拶があります。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 令和6年第1回玉城町議会定例会開会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

まずご承知の、2か月を経過いたしておりますけれども、能登半島地震におきまして、犠牲となられた皆さん方に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災地の皆さん方に対しましてお見舞いを申し上げる次第でございます。

以前、職員の能登、輪島への派遣に続きまして、本日、朝からも保健師を派遣したところでございまして、県や関係機関と協力をしながら全力で支援をしていく所存でございます。

また、多くの組織や皆さん方によって義援金を寄せていただいております。玉城町の役場の窓口にも、町の皆さん方から85万円余りの募金を頂いております。大変温かいお気持ちをいただいておりますことを心から敬意を表する次第でございます。

町といたしましても、ご審議を賜りますところの令和6年度の予算におきましても、備えをさらに充実をしていくという取組を一層進めていきたいというふうに考えた予算として計上させていただいております。

また、玉城町の子供たちをはじめ、地域の皆さん方が大変元気に町を盛り上げていただいております活動があるわけでありまして、先般、開催をされました市町対抗駅伝では、町の部6位に入賞を果たしていただきました。また、中学生は文武両道の玉城町の伝統を引き継いでいただきまして、玉城中学校のコンピューター部は全国中学高校WEBコンテストで経済大臣賞を受賞してくれましたし、さらに女子バレー部は三重県で優勝いたしました。近く開催の東海大会、静岡へ出場するという事になっておりますし、さらには玉城中卒業生が選抜甲子園の山商野球部で出場してくれる、また、全国大会に四中

高サッカー一部で活躍する子供もいるわけでごさいます、多くのこの町の子供たちが活躍をしてくれておることを大変うれしく思っておりますし、引き続き皆様方のご支援、ご声援をお願いするものでございます。

2月8日からでございましたけれども、昨年に改めての締結をさせていただきました沖縄県南城市へ姉妹都市盟約の締結式に、議長、商工会長、観光協会会長さんと共に参加をさせていただいてまいりました。大変手厚い歓迎を受けまして、今後の交流に向けた南城市の熱意を感じさせていただいたところでございます。早速、この4月に行われます桜まつりには、南城市観光協会さんがご協力をいただくというお話も伺っておるわけでございます。

また、町の中心にずっと明治26年から参宮線田丸駅があつて、そして多くの皆さん方がご利用いただいておりますけれども、老朽化から新しく工事中でございまして、大変ご迷惑をおかけいたしておりましたけれども、3月2日から連絡通路を一部ご利用いただくと、こういうことにさせていただいております、4月3日には竣工完成セレモニーを開催させていただき、町の皆さん方にも内覧をいただきたいと、こういう予定にさせていただいております。その後は、観光や交流の拠点として、地域の皆さん方にも大いに活用をしていただきたいと考えております。

令和6年度には、ホーム内のトイレの大規模改修を予定させていただいております、やはりきれいな清潔感のあるトイレにしていきたいと、こんなふうに思っておるわけでございます。

今日まで、JR東海さんはじめ多くの関係の皆さん方のご協力のおかげでございまして、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

そして、世界中で大パニックでありましたけれども、コロナ感染の対応につきましては、今月の16日をもってワクチン接種を一区切りということにさせていただくわけでございます。地域に大きな混乱がなく、しかも、玉城病院徹しの役割を十分果たさせていただいて、近隣市町や県の皆さん方にも、玉城病院を活用いただいているワクチン接種、PCR検査を進めていただけてきたということは、大変うれしく思っておるわけでございます。何よりも、病院の本泉院長はじめ関係医療機関、病院のスタッフの皆さん方の、献身的にご対応いただいたご尽力の賜物であるというふうに思っております。

しかし、今、町内小学校でもインフルエンザが大変流行しておるわけでごさいます、引き続き感染症対策を徹底していただくようお願いをしていきたいと考えておるわけでございます。

では、令和6年度の政策の基本的な考え方について、一端を述べさせていただきます。

玉城町で町の将来を定めておりますところの第6次玉城町総合計画、この4年目に当たるわけでごさいますけれども、ご案内のとおり、町を取り巻く環境は大変大きく速いスピードで変化をしておるわけでごさいます。温暖化、あるいは自然災害の頻発、全国的な人口減少、そしてロシア、ウクライナ、あるいはイスラエル等の世界情勢が大変混

乱をしておるといふ状況でありますけれども、その時流を踏まえながら、先人の皆さん方が築いてこられたこの玉城町を未来につなげていくために、持続可能な町づくりの政策を中心に置きながら、一歩ずつ着実に実行していく考えでございます。

このことから、一部組織機構を見直し、体制を整えてまいります。

まず、防災・減災対策の強化・充実でございます。先ほど申し上げさせていただきました能登半島の地震から、最近では千葉県東方沖で地震が発生をしておる状況がございます。さらに、近年は集中豪雨による集中災害も増加をしております。何よりも自助、共助、公助、それぞれの取組が待ったなしで強化・充実していく必要がございます。庁内組織では、総務防災課を設けまして、責任と役割を明確にし、より効果的に総合的な取組が推進できる体制を整備します。

次に、防災対策のスタートは、安全な場の確保であります。木造住宅の耐震化は喫緊の課題であり、個人住宅や区集会所などの耐震化に向けた取組を推進していきたいと考えております。

各学校区の皆さんで作っていただきました避難所運営マニュアルを活用いたしました地域主体の防災訓練や、新たな自主防災組織の設置や既存組織の運営支援に向けた取組を積極的に進めてまいります。さらに、中央公民館、玉城中学校の改修など、公共施設の長寿命化やハザードマップの更新、河川、ため池やインフラ設備の防災対策強化、また、被災地域の教訓を生かした防災備品の充実を図ってまいります。

地方の課題でございますけれども、大変人口減少が進んでおる状況でございます。先般国から発表されました直近の出生数は過去最少の76万人弱でありまして、予想以上の少子化が浮き彫りとなってまいりました。町内の出生数も昨年度は100人を割り込み、今年度はさらに減少傾向にございます。自然減の状況がより鮮明になる中で、旧来自治区の少子高齢化が深刻化しつつあります。空き家対策やコミュニティーの持続が課題となっております。

一方で、玉城町の住環境のよさ、幸福度、住み心地、この高い評価から、町を選択していただく方が増えておまして、毎年70件の新築がある町になってきております。そういった玉城町としての団地開発、小規模開発によりますところの転入があるというのが町の特徴でもございます。

こうした中で、より経済負担の軽減や福祉サービスの充実など、安心して子供を産み育てられるきめ細かな環境整備を進め、子供たちや子育て家庭を力強く支援してまいります。

大変好評をいただいております地域通貨「たまネー」につきましても、生活者の家計支援、商工支援、事業者支援の観点から、引き続き取組を進めてまいります。

また、自治区の少子高齢化や転入世帯の増加などにより、地域のつながりが大変希薄になっておる、そういったところから、コミュニティー対策について引き続き小学校区を中心とした取組を継続してまいります。

さらに、空き家対策といたしまして、郵便局と連携して取り組んでおりますところの取組を継続しながら、集落支援員や地域おこし協力隊などの力を活用し、今申し上げましたコミュニティーの活性化や空き家対策の強化につなげてまいります。

移住定住対策といたしまして、交流人口や関係人口の拡大を図っていく必要がございます。完成いたします田丸駅に交流施設を拠点にしながら、観光協会を中心に玉城ファンの拡大に取り組み、令和6年は熊野古道世界遺産登録20周年に当たるわけでありまして、既にその取組が三重県、そして先般土曜日、日曜日も、玉城町として出で立ちの町玉城を三重テラスで発信をしてきたところで、魅力発信をしてきておるところでございますが、周辺地域と連携をしながら取組を進めてまいりたいと考えております。

そして、誰もが安心、元気に暮らせる町づくりのまず健康づくりにつきましては、引き続き町の皆さん方の健康づくりのためのフレイル対策にも取組を進めていきます。

次に、GXとDXの推進でございまして、最近の大変進んだAIの状況から、その応用活用を進めてまいります。

まずは、GX、グリーントランスフォーメーションの推進は、令和6年にゼロカーボン宣言を宣言いたしまして、間もなく町の再生可能エネルギー計画がまとまることになっていきます。計画に沿った取組を着実に推進してまいります。とりわけ、役場庁舎におきます取組といたしまして、役場庁舎の省エネ化と再エネ化を図り、環境に優しく災害に強い役場庁舎の整備に向けて取組を進めてまいります。

次に、DX、デジタルトランスフォーメーションの推進でございますが、これまでデジタル化の中心は、業務の効率化など組織内部の取組が中心でございましたが、今後は転入や若い世代の多い玉城町として、町民の皆様方に直接影響のあるフロントヤード改革を推進してまいります。

その第1弾として、令和6年度に「書かない窓口」の実現に取り組めます。取組を検証しながら、次年度以降は「行かない窓口」や総合的な「ワンストップ窓口」の導入につなげてまいります。AIの応用活用を推進してまいりたいと考えております。

以上が基本的な考え方でございます。

本定例会では、ご案内のとおり、専決処分の承認、条例の制定及び改正、補正、あるいは当初予算など、35議案について審議をお願いしております。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小林 豊） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

1番 坂本 稔記 議員                      2番 南 雅彦 議員

の2名を指名します。

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（小林 豊） 次に、日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、本日から3月18日までの14日間を会期とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先日配付しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

## ◎日程第3 諸般の報告

○議長（小林 豊） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、報告第1号 令和5年11月分ないし令和6年1月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しました。

また、「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員を求める陳情書」「職員の人権も福祉の対象者の人権も守るために、国に対して介護報酬と障害福祉サービス等報酬の引き上げと職員配置基準改善の意見書提出を求める陳情」及び「安心安全な保育を守り、職員が働き続けられる保育現場とするために、最低基準としての保育士配置基準を引き上げ、公定価格を抜本的に改善する意見書提出を求める陳情」の提出がありましたので、机上配付しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

## ◎日程第4 議案第1号

○議長（小林 豊） 次に、日程第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（玉城町手数料徴収条例の一部改正について）を議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第1号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について、専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

このたび、戸籍法の一部を改正する法律が令和5年12月6日に公布され、令和6年3月1日から施行されることになりました。これにより、直ちに玉城町手数料徴収条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかで

あると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしたものであります。

なお、詳細は税務住民課長から説明をさせます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林 豊） 税務住民課 山下参事。

○税務住民課長（山下 健一） 手数料徴収条例の一部改正につきまして、補足の説明を申し上げます。

今回の戸籍法の改正では、大きく2点の改正がございました。

1つ目は、戸籍謄本及び改正原戸籍並びに除籍が全国どここの役所でも取得できるようになります。これに関しましては、現行の手数料に変更はございません。

2つ目といたしましては、パスポートの取得や在留資格の申請をする際、戸籍の添付が必要でしたが、役所で発行する戸籍電子証明書提供用識別符号を知らせるだけで、戸籍の添付が不要になります。

今回の手数料徴収条例の一部改正は、それらの手数料を定めるものでございます。

それでは、議案書資料の新旧対照表に基づき、ご説明を申し上げます。

なお、戸籍法の一部改正等で条項などがずれたことによるものが多く含まれておりますが、その部分は省略させていただきます。

それでは、新旧対照表7ページから8ページをお願いします。

第2条第2項の2では、8ページの上段3行目でございますが、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合、1件につき400円を定めるものでございます。

それから、8ページの一番下から2行目なんですが、第2条の第4項の2では、除籍電子証明書の提供用識別符号の発行を行う場合、1件につき700円を定めるもので、この2点が主な改正点でございます。

上位法の改正に合わせての一部改正でございますので、ご理解賜り、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。

質疑の申出はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 質疑の申出はありませんので、省略します。

続いて、討論を行います。

討論の申出はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 討論の申出はありませんので、省略します。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。



(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(玉城町手数料徴収条例の一部改正について)は、原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎日程第5 議案第2号

○議長(小林 豊) 次に、日程第5、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度玉城町一般会計補正予算(第7号))を議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 議案第2号 令和5年度玉城町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

国のデフレ完全脱却のための総合経済対策が打ち出され、住民税均等割のみ課税世帯及び住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯において付与されている18歳以下の子供のいる世帯への追加支援が措置され、給付金を早急に支援する必要があるため、直ちに一般会計を補正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

歳入歳出それぞれ6,521万6,000円を追加し、予算総額を74億2,186万8,000円とするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(小林 豊) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。

質疑の申出はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 質疑の申出はありませんので、省略します。

続いて、討論を行います。

討論の申出はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 討論の申出はありませんので、省略します。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度玉城町

一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（小林 豊） 次に、日程第6、議案第3号 玉城町田丸駅交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第3号 玉城町田丸駅交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、整備を進めてまいりました田丸駅交流施設の完成に伴い、施設の設置及び管理、また使用料に関して、条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては地域づくり推進室長から説明をいたさせます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 地域づくり推進室 中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） それでは、議案第3号 田丸駅交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、間もなく完成を迎えます田丸駅交流施設について、施設の設置及び管理について、新たに条例を整備するものでございます。

本施設は、駅の待合スペースに加えまして、交流人口、それから関係人口、地域住民など、多様な人々が気軽に集う地域交流の拠点として設置をするものでございます。

改正条例議案書3ページをお願いいたします。

第3条におきまして、施設の名称を「玉城町田丸駅交流施設」とし、位置を玉城町佐田49番2としております。

また、延べ面積につきましては107.64平米で、スロープやバリアフリートイレを備えた施設としてございます。

スペースは、事務所と待合スペース、交流スペースの3つに分かれておりまして、4ページ第8条で規定する使用料金については、5ページ別表において、交流スペースのみとし、1時間当たり100円、冷暖房を使用する場合は1時間当たり200円を徴収しようというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎日程第7 議案第4号から日程第19 議案第16号

○議長（小林 豊） 次に、日程第7、議案第4号 玉城町行政組織条例の一部改正について、ないし日程第19、議案第16号 玉城町下水道事業の設置に関する条例等の

一部改正についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第4号 玉城町行政組織条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、社会経済情勢の変化等を踏まえた町政の諸課題に的確に対応できるよう、業務のさらなる集約化を図り、業務執行体制を見直すことで、併せて、喫緊の課題である人口減少対策への対応と将来の行政ニーズを見据えた組織を形成すること、また、防災・減災対策等への危機管理体制の明確化を図ることなどを実現するために、より簡素で効率的、効果的な組織体制となるよう所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略いたします。

次に、議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略いたします。

次に、議案第6号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行される地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当が支給可能となることから、当町においても支給を行いたく、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は総務政策課長から説明させます。

次に、議案第7号 玉城町使用料条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、玉城町中央公民館の改修に伴い、各部屋の名称を変更することから、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、教育委員会事務局長から説明いたさせます。

次に、議案第8号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、重要事項に係る書面掲示規制の見直しなどが規定されたため、所要の改正を行うものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減措置に係る所得判定基準などが見直されたため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第10号 玉城町介護保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの保険料の段階ごとの金額及び基準所得金額を改正するとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴う合計所得金額に関する規定の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第11号 玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業所に置かなければならない介護支援専門員の人員に関する基準のほか、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング、書面掲示規制の見直し、身体的拘束等の適正化の推進及び管理者の兼務範囲の明確化などが規定されたことから、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第12号 玉城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員に関する基準のほか、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング、書面掲示規制の見直し、身体的拘束等の適正化の推進、管理者の兼務範囲の明確化及び介護予防支援の円滑な実施などが規定されたことから、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第13号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、書面掲示規制の見直しのほか、身体的拘束等の適正化の推進、管理者の兼務範囲の明確化、介護現場の生産性の向上及び協力医療機関との連携体制の構築な

どが規定されたことから、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第14号 玉城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、書面揭示規制の見直しのほか、身体的拘束等の適正化の推進、管理者の兼務範囲の明確化、介護現場の生産性の向上及び協力医療機関との連携体制の構築などが規定されたことから、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第15号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管することに伴い、また、地方自治法の一部を改正する法律により、それぞれ所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第16号 玉城町下水道事業の設置に関する条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律により、各地方公営企業の設置等に関する条例において所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小林 豊） 総務政策課 中村統括官。

○総務政策課長（中村 元紀） それでは、議案第6号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴いまして、会計年度任用職員の勤勉手当を支給することに伴う条例改正を行うものでございます。

新旧対照表4ページのほうをご覧いただきたいと思います。

第1条では、新たに勤勉手当の支給が始まることから、項目として追加をしてございます。

第9条におきましては、支給対象職員を期末手当の支給職員と同じとするための改正を行ってございます。

5ページをお願いいたします。

5ページには、新規に第9条の2を追加し、勤勉手当の基準額等を勤務6か月間の平

均とするなど、支給に関する規定を整備してございます。

なお、支給する率につきましては、再任用職員を準用しておりますので、年間につきまして0.975月としてございます。6月と12月にそれぞれ0.4875月の支給を予定してございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 教育委員会事務局 梅前事務局長。

○教育委員会事務局長（梅前 宏文） それでは、議案第7号 玉城町使用料条例の一部改正について、補足の説明をさせていただきます。

本議案は、現在改修中の中央公民館の各部屋の名称を変更することから行うものでございます。

新旧対照表の6ページをお願いいたします。

下段の現状の「小会議室1、小会議室2、公民館教室、婦人教養室1及び婦人教養室2」を「会議室1、会議室2、会議室3、会議室4、会議室5、和室1、和室2」にそれぞれ改正をいたします。

ちなみに、会議室1というのは現状の宿直室に当たります。会議室2は2階の相談室に当たります。会議室3は2階の公民館教室に当たります。会議室4は2階の小会議室1に当たります。会議室5は2階の小会議室2に当たります。和室1は婦人教養室1に当たります。和室2は婦人教養室2に当たります。

続いて、資料7ページのIT教室があるんですけども、こちらについては支援センターとなることから、名称を削除させていただきます。

続いて、別記5のほうの体育センターのほうなんですけれども、こちらにも使用に係る表記を変えさせていただきます。現在の「部分使用」を「半面使用」に改めさせていただきます。照明の使用料も「全面使用」と「半面使用」というふうに改めさせていただいて、現状に即した状態に変更させていただくというものでございます。

なお、使用料の料金に改正はございません。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） それでは、所管いたします2議案につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、議案第9号からお願いいたします。

玉城町国民健康保険条例の一部改正について、今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減措置に係る所得判定基準の見直しなどがなされたため、条文の整備を行うものであります。

それでは、新旧対照表の11ページをご覧ください。

改正条例全体におきまして、まず退職者医療制度の廃止に伴う条文の整備を行っています。退職者医療制度は昭和59年に制定され、長年会社などに勤めて退職し、年金受給権者になった方とその被扶養者が受けられる制度となっていますが、平成26年度末で制度は廃止されています。その後、経過措置として制度自体は存続しておりましたが、経過措置期間終了に伴い、被保険者における「一般」と「退職者等」の区分がなくなるため、文言を削ったり、「被保険者」に改めたり、また条文を削除したりしています。

ページ飛びまして、22ページをお願いします。

第15条の6の12では、後期高齢者支援金等賦課限度額を2万円引き上げ、22万円から24万円に変更することや、高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定されている低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇い止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について規定をいたしております。

24ページ、第19条では、低所得者に対する保険料の軽減措置について規定しており、第1項第2号では、5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5,000円に改めています。

また、25ページ、同項3号では、2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円に改めています。

続きまして、議案第10号 玉城町介護保険条例の一部改正についてを説明させていただきます。

今回の改正は、

(「・・・してください。」と呼ぶ声あり)

○保健福祉課長(見並 智俊) 申し訳ないです。

(「・・・」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 不適切な発言は控えてください。

(「はい」と呼ぶ声あり)

○保健福祉課長(見並 智俊) 議案第10号 玉城町介護保険条例の一部改正について、今回の改正は、介護保険法施行令の一部改正と、第9期玉城町介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの介護保険料基準を定めるため、条例の整備を行うものであります。

新旧対照表の30ページをご覧ください。

介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者の保険料の多段階化と合計所得金額の見直しが規定されたことから、当町においても、国の基準に合わせ、11段階から13段階に見直しを行うとともに、第8期における介護給付費の実績と今後3か年の介護給付費を見込んだ第9期事業計画に基づき、所得段階別の介護保険料を設定いたしました。

第4条第1項第5号に規定する標準の介護保険料は、月額で440円引き上げて6,260円

から6,700円に、また、第4条第1項各号において所得段階別の介護保険料の年額を規定しております。

32ページをお願いします。

同条第2項から第4項では、低所得者に対する所得段階に応じた軽減措置後の介護保険料について規定をいたしております。

以上、簡単ではございますが、補足説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 上下水道課 山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） それでは、議案第15号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての補足説明を申し上げます。

新旧対照表は89ページとなります。

近年の水道施設の老朽化・耐震化への対応、災害発生時の迅速な対応等の課題に取り組むことが強く求められ、社会資本整備や災害対応に関する専門的な知見を有する国土交通省、水質基準の策定等について、河川等の水質に関する専門的な知見を有する環境省に、従前、厚生労働省が所管している水道整備・管理行政を移管し、機能強化を図ることを目的とする、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、水道法等が改正されたことにより、本条例において所要の改正をするものです。

また、地方自治法の一部を改正する法律により、条のずれが生じることに伴い、所要の改正をするものでもあります。

以上、議案第15号の補足説明を終了いたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

提案説明の途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。

（午前10時00分 休憩）

（午前10時09分 再開）

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） すみません、先ほどご説明申し上げました玉城町介護保険条例の一部改正につきまして、修正がございましたので、お話をさせていただきます。

議案第10号の玉城町介護保険条例の一部改正につきまして、第4条につきましては、私、先ほど説明の中で令和6年から令和8年までの3か年の保険料というふうなことで説明を申し上げましたが、こちら、議案のほうは令和3年度から令和5年のままで変更がしていなかったというところで、このことにつきまして修正をし、おわびを申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。

◎日程第20 議案第17号



○議長（小林 豊） 次に、日程第20、議案第17号 定住自立圏形成協定の変更についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第17号 定住自立圏形成協定の変更について、提案理由を申し上げます。

本議案は、伊勢志摩圏域8市町が連携して取り組む内容について、今回「自転車活用の推進」及び「インクルーシブスポーツ環境の充実」を追加するとともに、宮川流域の保全・活用について現状に合わせた内容に修正するもので、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細は地域づくり推進室長から説明をさせます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林 豊） 地域づくり推進室 中川室長。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） それでは、議案第17号 定住自立圏形成協定の変更について、補足説明を申し上げます。

本議案は、伊勢市を中心市として伊勢志摩圏域8市町が連携して取り組む伊勢志摩定住自立圏形成協定に関しまして、内容に追加及び変更が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

議案書5ページをご覧ください。

今回の変更内容は、大きく2つの施策を追加し、1つの施策内容を修正するものでございます。

まず、「自転車活用の推進」の追加であります。本件は、ナショナルサイクルルートの指定を受けた太平洋岸自転車道及び連絡道路の環境整備に向けまして、伊勢志摩定住自立圏構想の構成市町で自転車活用検討会を設置し、検討を重ね、先般、伊勢志摩地域自転車等活用推進計画を策定したところでございます。これら、サイクルツーリズムの推進や安全利用の促進などの取組を進めるため、内容を追加するものでございます。

次に、「インクルーシブスポーツ環境の充実」の追加でございます。本件は、インクルーシブスポーツの普及啓発を進めるため、圏域市町が連携したイベントや交流会、また研修会を開催するため、内容を追加するものでございます。

さらに、これまで推進してまいりました宮川流域ルネッサンス協議会事業につきまして、今年度から情報発信を中心とした活動というふうに行っていることから、その実情に合わせた内容に修正をするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎日程第21 議案第18号から日程第29 議案第26号

○議長（小林 豊） 次に、日程第21、議案第18号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第8号）ないし日程第29、議案第26号 令和5年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）を一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第18号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億4,367万9,000円を追加し、予算総額を75億6,554万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、個人町民税をはじめとする各科目において、年度末見込みにより増減を行っています。

中でも、ふるさと応援寄附金のうち企業版ふるさと応援寄附金1億円のほか、多くの方からもふるさと応援寄附を頂き、総額で1億3,162万9,000円の増額をすることが主なものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費では各種基金への積立金、民生費では障害者自立支援給付費、衛生費では感染症対策事業（新型コロナウイルス感染症給付金）、農林水産費では県営関連基盤整備促進事業（農村地域防災減災事業）、商工費では第4弾の「たまネー」のキャンペーン費用、消防費では災害対策、防災対策の備品購入費、教育費では次年度に向けた学校備品購入費、諸支出金では介護老人保健施設への繰出金の増額をしています。

このほか、歳入歳出とも実績精査により補正を行っています。

また、債務負担行為の追加及び繰越明許費の補正を行っています。

繰越明許費においては、新規に総務費、民生費、農林水産費、土木費、教育費のほか、災害復旧費の追加及び商工費を増額しています。

詳細は副町長から説明をさせます。

次に、議案第19号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ291万8,000円を減額し、予算総額を15億6,337万5,000円とするものであります。

なお、詳細は保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第20号 令和5年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、会計年度任用職員報酬の増額と、光熱水費、入湯税の減額を計上するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ594万2,000円を減額し、予算

総額を5,727万7,000円とするものであります。

なお、詳細は産業振興課長から説明をさせます。

次に、議案第21号 令和5年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4万7,000円を減額し、予算総額を15億3,237万6,000円とするものであります。

なお、詳細は保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第22号 令和5年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ158万8,000円を減額し、予算総額を3億4,361万3,000円とするものであります。

なお、詳細は保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第23号 令和5年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え、事業実績を基に精査し、業務予定量及び予算の調整をするもので、収益的収支において、収入で1億8,381万円を増額し、9億6,820万8,000円に、支出で2,695万4,000円を減額し、8億1,818万8,000円とするものであります。

また、資本的収支においては、収入で112万8,000円を増額し、3,479万5,000円に、支出で117万1,000円を減額し、6,930万5,000円とするものであります。

なお、詳細は病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第24号 令和5年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき予算の調整をするもので、収益的収支において、収入で24万1,000円を増額し、3億1,835万9,000円に、支出で921万6,000円を減額し、2億7,450万6,000円とするものであります。

また、資本的収支においては、収入で462万円を減額し、6,544万3,000円に、支出で3,103万4,000円を減額し、1億7,609万1,000円とするものであります。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第25号 令和5年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事業実績を基に精査をいたし年間予算の調整をするもので、収益的収支において、施設事業収益で1,860万9,000円を減額し、3億6,237万1,000円に、施設事業費用で460万3,000円を減額し、3億9,535万4,000円とするものであります。

また、資本的収支においては、収入で2万7,000円を減額し、55万4,000円に、支出で5万3,000円を減額し、110万8,000円とするものであります。

なお、詳細は病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第26号 令和5年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、過年度損益修正益へ補助金等で受けた長期前受金戻入額の計上、また、業務の予定量の補正と予算の調整をするもので、収益的収支において、収入で9億9,437万1,000円を増額し、16億993万7,000円に、支出で485万9,000円を増額し、6億1,913万2,000円とするものであります。

また、資本的収支では、収入で1億4,778万4,000円を減額し、2億5,690万円に、支出で1,492万円を減額し、5億5,158万9,000円とするものであります。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小林 豊） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 議案第18号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第8号）について、補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の補正予算は、年度末を控え、決算見込みにより実績精査し編成したものになります。

第1条において、歳入歳出それぞれ1億4,367万9,000円を増額し、予算総額を75億6,554万7,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正、第3条、債務負担行為の補正、第4条、地方債の補正につきましては、別表にて説明を申し上げます。

10ページをお願いします。タブレットでいきますと、12ページになります。

第2表繰越明許費補正でございますが、追加12事業、変更1事業で、これらにつきましては、やむなく繰越しせざるを得ぬ各事業の業務委託、測量設計、用地費、工事費等であり、事務処理、手続など時間を要し、年度内事業完了が見込めないもの、また工事発注の平準化を図ろうとするもの、そして国・県との執行調整、各種事業の性質上など、各事業の翌年度執行限度額をお認めいただき、次年度にわたる事業執行をお願いするものでございます。

11ページをお願いします。

第3表債務負担行為補正につきましては、企業版ふるさと納税活用支援事業で、今年度ご寄附いただいた金額の一部1,000万円分を次年度執行約束をするもので、当初予算計上をいたしておるところでございます。

第4表地方債補正の追加でございます。国の追加補正予算により、農林水産費における県営ため池等整備事業につき、起債充当100%の防災・減災・国土強靱化緊急対策事

業債を新たに限度額670万円として追加計上いたしております。

次に、12ページ、変更でございます。

事業費等の精査により、地方債の限度額をそれぞれ増減をいたしております。

1、公共事業等債では、県営関連事業であります県営かんがい排水事業、県営ため池等整備事業につき、810万円増の6,290万円、2、一般補助施設整備等事業は、農業水路等長寿命化・防災・減災事業、県営かんがい排水事業、駅交流施設整備事業に伴う実績精査により、480万円増の4,030万円を、3、緊急自然災害防止対策事業債は、道路補修工事分の実績精査により、1,810万円減の1億7,590万円、5、防災対策事業債は、防災倉庫整備事業の精算により、300万円増の2,010万円、6、地域活性化事業債は、田丸城跡景観維持事業の精算により、170万円減の2,270万円、7、公共施設等適正管理推進事業債は、中央公民館改修事業の事業精査に伴い、840万円減の2億1,280万円、9、災害復旧事業債は、農林業施設災害復旧事業に伴う工事の実績見込みにより、40万円増の440万円に、それぞれ限度額を変更するものでございます。

それでは、説明の便宜上、歳出からご説明を申し上げますが、人件費の精査、各種事業の精査による増減が主なものであります。

金額の大きなもの、また、追加のものなどを中心に説明をいたします。

30ページ、タブレットでは34ページになります。

1款議会費におきましては、実績見込みに応じた事業精算となります。

続きまして、30ページ下段から32ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から4目会計管理費は、人件費のほか事業実績精査を説明欄記載のとおり行っていますが、次ページになります、3節職員手当等では、今年度退職者に伴う一般職退職手当組合特別負担金918万5,000円、また8節旅費にて、石川県輪島市への災害応援派遣旅費41万円を計上。

33ページ、5目財産管理費、24節積立金にて、各基金への利子分を含む積立金を増額、特に公共施設整備基金へ9,999万9,000円を補正し1億円の積立て、災害救助基金へ498万円、ふるさと応援基金へ1,780万5,000円を追加計上いたしております。33ページ下段からの企画費では、次ページで、ふるさと応援寄附件数増加に伴い、12節委託料及び13節使用料及び賃借料をそれぞれ増額、18節負担金、補助及び交付金の伊勢鉄道経営支援負担金635万1,000円は、関係市町の協定に基づく金額の支出でございます。

34ページ下段から36ページ、7目交通安全対策費から10目地方創生推進費につきましても、実績見込みによる事業費精算となりますが、36ページ、18節、さきの全員協議会でもご説明申し上げました、企業版ふるさと納税寄附金1億円の寄附に伴う活用支援事業補助金9,000万円の計上、残り1,000万円につきましては、24節にて基金積立てするものでございます。

36ページ下段から38ページの2項徴税费及び3項戸籍住民基本台帳費についても、実績見込みによる精査を行ったものでございますが、38ページ、お願いします、3項1目

戸籍住民基本台帳費、12節委託料、社会保障税番号システム改修業務委託料538万8,000円は、振り仮名、ローマ字表記に伴うシステム改修で、繰越明許により次年度執行するものでございます。

39ページをお願いします。

下段、3款民生費、1項社会福祉費においても、各科目で事業完了、決算見込みによる精査により増減を行っています。

40ページ、1目社会福祉総務費、12節委託料については、社会福祉協議会へ福祉研修バス運行委託料、元気バス運行委託料など、合わせて252万8,000円の減、18節負担金、補助及び交付金では、社会福祉協議会運営補助金170万円を追加、27節繰出金では、各特別会計の一般会計負担分を精査したもので、合わせて457万5,000円の減額となります。

また、次ページ、6目児童手当費、19節扶助費においては、対象児童の見込み減により、児童手当扶助費1,625万円を減額するものでございます。

42ページをお願いします。

7目心身障害者福祉費、19節扶助費においては、サービスの利用実績見込みによる増ですが、障害者介護給付費3,178万9,000円及び障害児通所給付費1,318万9,000円の増、8目福祉医療費、19節扶助費の子ども医療費も326万円増と、大きく増額をいたしております。

43ページをお願いします。

9目福祉保健施設費、14節ボイラー等機器更新工事請負費1,254万円は、現在給湯にて支障を来し、早期に修繕交換する必要があることから、今回補正し、繰越明許対応いたしたく計上するものでございます。

飛びまして、46ページをお願いします。

4款衛生費も、事業実績見込み等精査による減額が多くを占めますが、特に1項2目予防費、次ページになります、12節委託料、新型コロナ予防接種委託料は、1,360万8,000円の減額といたしておるところでございます。

49ページをお願いします。

6款農林水産費についても、実績精査として増減していますが、特に51ページのほう、5目農地費、18節負担金、補助及び交付金で、国の追加補正の関係で、県営高度水利機能確保基盤整備事業負担金、かんがい排水事業を1,536万1,000円増額いたしております。

52ページにまいりまして、7款1項商工費においても、各事業実績に応じ精査し増減するもので、特に2目商工振興費、18節負担金、補助及び交付金で、価格高騰応援キャンペーン事業負担金1,000万円を増額し、繰越明許費3,000万円により、令和6年度においても地域通貨「たまネー」を活用した第4弾応援キャンペーンを実施し、生活者、事業者等支援を行うものでございます。

8款土木費、各事業費精査による増減であります。省略いたします。

飛んで、56ページをお願いします。

下段、9款1項消防費、1目常備消防費で、12節委託料、広域消防委託料は、人件費の精算に伴う361万円の増額となります。

次ページ、57ページになります。

4目災害対策費、17節備品購入費で161万増額し、避難所運営資機材を購入いたしましたと思います。

58ページ、5目防災対策費においても、17節備品購入費は、防災倉庫関係備品購入費で250万3,000円の増、18節負担金、補助及び交付金で、自主防災推進事業補助金73万4,000円増額するものでございます。

10款教育費、1項教育総務費から3項中学校費につきましても、精算見込みによる増減でございます。

60ページをお願いします。

同款2項小学校費、1目学校管理費で、10節需用費、消耗品費895万8,000円は、教科書改訂に伴う教科書・指導書等の購入費、修繕料で各小学校の施設修繕に182万円を増額、次ページ、17節備品購入費では、新年度を迎えるに当たり、学校備品、保健備品の整備費を追加計上いたしております。

63ページをお願いします。

同款3項中学校費、1目学校管理費、14節工事請負費の校舎等修繕工事請負費250万円は、体育館南側通路整備の追加で、繰越明許費にて現工事に合わせ整備を実施いたします。

17節備品購入費では、新年度を迎えるに当たり、生徒用の机、椅子などの更新及び学校備品整備として、243万9,000円を増額計上しています。

2目教育振興費、18節負担金、補助及び交付金の生徒補助金139万3,000円は、中体連、コンピューター部全国WEB大会、女子バレーボール部の東海ブロック新人大会出場に伴うものでございます。

64ページからの同款4項社会教育費から5項保健体育費も、同様に事業精査となり、増減をいたしております。

66ページをお願いします。

特に、4目中央公民館費の13節使用料及び賃借料の建設関係借上使用料125万円は、工事に伴いますユニットハウスの借上げの計上、14節工事請負費では、中央公民館改修工事請負費の精査見込みにより6,674万円の減額、17節備品購入費305万8,000円は折りたたみ長机の購入経費でございます。

68ページをお願いします。

11款災害復旧費は、農林水産施設災害復旧費、勝田1号排水路復旧の事業実績見込みによるものでございます。

69ページ、13款諸支出金、1項公営企業費については、3目介護老人保健施設事業会計繰出金703万4,000円の追加、そのほかにつきましては、各企業会計の決算見込みによ

り、説明欄記載のとおり繰出金の精査を行ったものでございます。

下段、14款予備費は、財源調整により814万8,000円を減額し、2,502万3,000円とし、不測の事態に備えるものでございます。

次に、歳入の主なものについて説明をいたしますので、15ページにお戻りをいただきますようお願いいたします。タブレットにおきましては、19ページになろうかと思えます。

1款町税は精査によるものですが、1項町民税、1目個人の現年課税分は、堅調な伸びによるもので、目補正額855万9,000円の増額、2目法人の現年課税分については、町内企業の決算を受け、目補正額689万9,000円の減額、3項軽自動車税につきましては、1目環境性能割、2目種別割を合わせまして、項合計75万1,000円の増、16ページ、4項1目たばこ税も、決算見込みにより723万4,000円の増額といたしております。5項入湯税から、18ページの下段、11款地方特例交付金までは、確定及び交付実績、見込み等により、それぞれ補正したものでございます。

19ページをお願いいたします。

12款地方交付税につきましては、12月にありました臨時経済対策費の再算定の追加交付分及び特別交付税の見込みにより、4,889万5,000円の増額計上といたしております。

下段、14款分担金及び負担金、次ページの15款使用料及び手数料も、年度末見込みにより、説明欄記載のとおり増減でございます。

20ページをお願いいたします。

下段からの16款国庫支出金から、24ページまでの17款県支出金は、歳出でご説明申し上げた事業の見込み実績等により、財源精査をしたものでございます。特に、20ページ下段になります1項1目民生費国庫負担金、1節児童手当国庫負担金で1,107万4,000円の減、次ページ、3節障害者福祉費国庫負担金では2,249万円の増額、また、2目衛生費国庫負担金、1節の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金につきましては、1,360万7,000円を減額といたしておるところでございます。同款2項1目総務費国庫補助金、2節の地方創生臨時交付金1,256万9,000円は、低所得世帯支援臨時交付金事業の追加交付でございます。

25ページをお願いいたします。

18款財産収入、2項財産売払収入の1目1節土地売払収入は、街路駅前線の代替地の売払いでございます。

19款1項寄附金、3目ふるさと応援寄附金では、ふるさと応援寄附金の実績見込みにより3,000万円の増額、企業版ふるさと応援寄附金1億円の収入によりまして計上したもので、全国から多くの皆さんに玉城町を応援いただき、今年度の収入見込み、全体といたしまして2億7,510万円といたしております。改めて御礼を申し上げます。

26ページをお願いいたします。

20款繰入金、1項基金繰入金につきましては、1目ふるさと応援基金繰入金1,000万円は、価格高騰応援キャンペーン事業に充当、4目活性化対策事業基金繰入金871万



5,000の減につきましては、地方創生推進交付金事業での歳出減に伴う精算でございます。

中段から27ページの22款諸収入につきましても、決算見込みにより、説明欄記載のとおり増減をいたしております。

28ページをお願いします。

23款町債につきましては、第4表地方債補正、歳出で説明いたしたとおり、事業精査により補正計上いたしております。

以上、雑駁ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） それでは、所管いたします3議案について、補足説明を申し上げます。

まず、議案第19号をお願いいたします。令和5年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、歳入歳出それぞれ291万8,000円を減額するものでございます。

予算書の5ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為では、特定健診受診率向上対策事業について、特定健診等の受診率向上のため、受診勧奨など、新年度の早い時期から実施するための準備を令和5年度より行うため、債務負担行為の期間及び限度額を設定いたしております。

それでは、歳入から説明させていただきます。

予算書の9ページをお願いいたします。

1款国民健康保険料は、年度末までの被保険者の異動、収納見込みから、現年度分について620万9,000円の減額、滞納繰越分について148万3,000円減額をいたしました。

4款県支出金については、年度末までの保険給付費の実績見込みから、普通交付金を588万4,000円増額、特別交付金では、各項目の交付決定によりまして162万1,000円を減額し、合計いたしまして426万3,000円増額をいたしております。

10ページをお願いいたします。

6款繰入金から8款諸収入まで、年度末精査を行っております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費及び2項徴収費は、年度末精査を行ったものであります。

12ページ、2款保険給付費は、1項療養諸費から、13ページ、6項傷病手当金まで、年度末実績の見込みから各項目を増減いたしております。特に、一般被保険者療養給付費につきましては、新型コロナの5類移行後におきまして、新型コロナ、またインフルエンザが流行しておりまして、医療費が増加傾向となっているため、年度末の実績見込みから871万1,000円増額しております。

14ページ、お願いいたします。

4款保健事業費、1項保健事業費では、成人病検診受診人数の実績から、委託料を80万4,000円減額しております。

15ページ、8款予備費を695万8,000円減額し、調整を行いました。

続きまして、議案21号をお願いいたします。

○議長（小林 豊） 暫時休憩します。

（午前10時48分 休憩）

（午前10時48分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

○保健福祉課長（見並 智俊） 続きまして、議案第21号 令和5年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、歳入歳出それぞれ4万7,000円減額するものでございます。

予算書5ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為では、生活支援体制整備事業について、地域での支え合い事業を新年度当初から早期に実施するための準備を令和5年度より行うため、債務負担行為の期間及び限度額を設定いたしております。

それでは、歳入から説明させていただきます。

予算書9ページをお願いいたします。

1款保険料は、年度末までの被保険者の異動、収納見込みなどから、47万6,000円減額としております。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、年度末までの保険給付費の実績見込みから、131万円増額しております。

同款2項国庫補助金から、10ページ、4款県補助金においても、交付決定及び保険給付費、地域支援事業費の実績見込みから、各項目の増減を行っております。

11ページ、5款財産収入から、12ページ、8款諸収入まで、年度末精査を行い、各科目の増減をいたしております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費から、14ページ、4項推進協議会費は、年度末を見込み、不用額を減額いたしております。

2款保険給付費は、介護サービス等給付費が伸びており、年度末実績の見込みから、731万8,000円増額し、13億9,257万5,000円としております。

3款地域支援事業費は、15ページにかけ、地域包括支援センターの運営に係るものをはじめ、介護予防事業などの実績見込みにより精査をいたし、550万7,000円減額いたしております。

16ページ、7款予備費を128万8,000円減額し、調整を行っております。

続きまして、議案第22号をお願いいたします。

令和5年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ158万8,000円減額するものであります。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

予算書7ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は、年度末までの被保険者の異動、収納見込みから、特別徴収保険料について580万5,000円減額し、普通徴収保険料について587万5,000円増額しております。

3款繰入金は、年度末精査を行い、事務費繰入金において165万8,000円減額いたしております。

次に、歳出について説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の3款繰入金と同額を減額するほか、三重県後期高齢者医療広域連合の事業精査により、保険料負担金について年度末精査を行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） それでは、産業振興課が所管いたします議案第20号 令和5年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

予算書7ページをお開きください。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料において、110万円の減額をいたしております。主な原因は、現在対策中である源泉が汲み上げられないことにより、使用料を入湯税分値下げして営業をしていることによるものです。引き続き、利用者拡大に努めてまいります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出、1款管理運営費、1項管理運営費、1目管理運営費において、594万2,000円の減額をいたしております。その内容の主なものといたしまして、1節会計年度任用職員報酬66万2,000円の増額は、人勧に伴う給与表改定によるものです。10節需用費、光熱水費457万円の減額は、政府が決定した物価高克服経済再生実現のための総合経済対策により電気料金が軽減されたことによるもので、26節公課費、入湯税、1目140万3,000円の減額は、歳入におきまして使用料を減額したものと連動して減額いたしております。残りの科目につきましては、年度末に伴う過不足調整でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（小林 豊） 補足説明の途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。

(午前10時57分 休憩)

(午前11時07分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

休憩前に引き続き、補足説明を行います。

病院老健事務局 竹郷事務局長。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） それでは、所管いたします議案第23号、第25号の2議案について、補足説明をさせていただきます。

議案第23号 令和5年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を控え、収入支出の調整及び決算見込みの調整を図ったものであります。

予算書1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

まず、第2条、業務量におきまして、年間患者数の精査を行い、入院患者数84人減の1万7,484人、外来患者数2,738人減の2万347人をそれぞれ見込み、1日平均患者数を入院で47.8人、外来で83.7人といたすものであります。

続きまして、主な建設改良事業におきましては、器機整備といたしまして、ドアタイプ洗浄機を含む2つの機器購入費用を補正計上いたしております。

第3条、収益的収入及び支出におきまして、収入で1億8,381万円を増額し、総額9億6,820万8,000円に、支出で2,695万4,000円を減額し、総額を8億1,818万8,000円といたすものであります。この詳細につきましては、3ページからの補正予算（第1号）実施計画によりご説明申し上げます。

3ページ、実施計画をお開きください。

収益的収入及び支出、まず収入でございますが、第1項の医業収益につきましては、業務量の精査により、1目入院収益224万5,000円の増、2目外来収益568万7,000円の減、3目その他医業収益で、コロナワクチン接種費用、健診業務などの公衆衛生活動費収益を含めまして1,706万円の増額、医業収益の補正予定額1,361万8,000円を増額し、医業収益の総額を6億6,224万3,000円といたしております。

第2項医業外収益につきましては、2目他会計補助金、一般会計からの運営費補助として46万5,000円の減額、3目負担金交付金、地方公営企業法によります繰入れ基準により349万1,000円の増額、5目医療品譲渡収益、介護老人保健施設へ医薬品を譲渡することによる収益11万円の増額。

第3項特別利益につきましては1億6,709万円の増額、この内訳につきましては、新型コロナウイルス感染症関連の支援補助金として1,813万9,000円と、現在、一般会計からの補助金等により取得した資産の減価償却見合い分を収益化するため、長期前受金戻入として計上しておりますが、地方公営企業法の改正により、起債を借入れ購入した資産についても一般会計からの補助金は算入できることとなりましたので、過年度分

につきまして、1億4,895万1,000円を過年度損益修正益として増額計上するものであります。

続いて、4ページをお開きいただきますようお願いいたします。

第1項の医業費用、第2項の医業外費用で、それぞれ費目に対して精査し、説明欄記載の金額を補正いたすものでございます。

第1項の医業費用におきまして、1目給与費では、職員の増減精査などにより1,593万2,000円の減額、2目材料費では、薬品費につきましては、価格の高騰もあり増額となっておりますが、診療材料費の減につきましては、発熱患者数の減少による検査材料の減額であり、増減精査し、589万9,000円の減額。

3目経費では、備品消耗品として、酸素吸引器、車椅子などの購入、修繕費の増額は、空調設備、衛生設備などの修繕、賃借料の増減は、人工呼吸器等のレンタル、医療機器及び施設機器の保守委託料を含めまして、各費目の過不足の調整をいたし、128万6,000円の増額。

6目研究研修費につきましては、新型コロナウイルス感染症は5類へと移行されましたが、予定しておりました研修会・学習会などは引き続きWEB開催などとなったことにより、93万円の減額をいたすものであります。

2ページへお戻りいただきますようお願いいたします。

第4条、収益的収入及び支出におきまして、収入で112万8,000円を増額し、総額3,479万5,000円に、支出で117万1,000円を減額し、総額を6,930万5,000円といたすものであります。

この詳細につきまして、説明申し上げます。

予算書5ページをお開きいただきますようお願いいたします。

資本的収入及び支出、まず収入でございますが、第1項他会計負担金として、一般会計からの備品購入費補助として121万8,000円の増額、2項他会計補助金では、眼科で使用しますオートケラトレフラクトメータ購入に対して、国民健康保険の調整交付金の交付決定を受け、国保会計からの繰入金金を精査し、合計61万6,000円といたしております。

続いて、支出でございますが、1目備品購入費として、オートケラトレフラクトメータの購入費用184万8,000円を含め、滅菌をするスーパークレーブ、栄養管理システムのほか、医療機器購入費の精算であります。

2ページへお戻りいただきますようお願いいたします。

次に、第5条及び第6条でございますが、先ほど申し上げました今回の補正予算によりまして、既決予算額をおのおの改めるものでございます。

また、予算書6ページには、令和5年度玉城町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書を掲げておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第23号 令和5年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

ます。

続きまして、議案第25号 令和5年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、病院事業会計と同様に、年度末を控え、各種事業の年間利用者数を見込み、実績精査をし、収入支出の予算調整をいたしたものであります。

予算書1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

第2条の業務量の予定量でございますが、長期入所におきましては、日平均46.8人、年間見込みを1万7,116人、短期入所につきましては、日平均1.7人、年間見込み616人、通所リハビリテーション、日平均18.8人、年間見込み5,802人、訪問看護、日平均12.9人、年間見込み3,123人、訪問介護、日平均11.8人、年間見込み2,852人、居宅介護支援事業所、月平均100人、年間見込み1,205人と改めるものでございます。

区分、補正予定人数等につきましては、記載のとおりであります。

2ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出の予定額の補正につきましては、5ページの補正予算（第1号）実施計画でご説明申し上げます。

予算書5ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、まず収入でございますが、1項施設営業収益から5項居宅介護支援営業収益につきましては、先ほど申し上げました利用者数の見込みに基づき、実績の見込みを年間で精査いたすものであります。

6項の営業外収益につきましては、他会計補助金として、一般会計からの運営費補助705万9,000円を増額補正いたしております。

7項の特別利益につきましては、1目過年度損益修正益は、昨年度実施をいたしましたエレベーター改修に伴い、改修期間の間、従前のエレベーター保守料が発生しなかったため、返金がありましたので計上をいたしております。

事業収益全体で1,860万9,000円を増額し、総額を3億6,237万1,000円といたすものであります。

6ページをお開きいただきますようお願いいたします。

6ページから8ページにかけ、各事業費用にも、各項、各目にわたり経費等を備考欄記載の内容で精査をいたしております。

主なものとしましては、1項施設営業費用、1目給与費の減額につきましては、職員の部署異動、退職等によるものでございます。2目材料費、感染対策物品の購入、給食材料の価格高騰による増額であります。3目経費、光熱水費の増額については電気代の高騰、委託料の増額については施設の維持管理全般の精査であります。

2項通所営業費用、1目の給与費の増額については、職員の部署異動によるものでございます。2目材料費、給食材料の価格高騰によるものでございます。

7ページをお開きください。

3目経費、光熱水費の増額については、電気代の高騰であります。

4項訪問介護、8ページをお願いいたします、3目経費、賃借料の増額につきましては、業務支援管理システム更新に伴うものであり、それぞれの事業所へ賃借料として計上いたしております。

5項居宅介護支援営業費用、1目給与費の減額につきましては、職員の減少によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

事業費用全体で460万3,000円を減額し、総額を3億9,535万4,000円といたすものであります。

予算書2ページへお戻りいただきますようお願いをいたします。

第4条、資本的収入及び支出におきましては、収入で2万7,000円を減額し、総額55万4,000円に、支出で5万3,000円を減額し、総額を110万8,000円といたすものであります。

この詳細につきまして、ご説明申し上げます。

予算書9ページをお開きいただきますようお願いをいたします。

資本的収入及び支出、まず支出でございますが、第2項企業債償還金、昨年度実施しましたエレベーター改修の企業債借入金の償還元金となります。

収入につきましては、1項他会計補助金、企業債償還元金の2分の1の額を基準とし、一般会計から繰り入れる額となります。

3ページへお戻りいただきますようお願いをいたします。

次に、第5条及び第6条でございますが、先ほど申し上げました今回の補正予算によりまして、既決予算額を改めるものでございます。

また、予算書10ページには、令和5年度玉城町介護老人保健施設事業会計予定キャッシュ・フロー計算書を掲げておりますので、ご高覧賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第23号及び議案第25号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小林 豊） 上下水道課 山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） それでは、上下水道課が所管いたします2議案につきまして、よろしくお願いいたします。

議案第24号 令和5年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の補正は、年度末の精査に基づいて行うもので、第2条に収益的収入及び支出の予定額の補正を、2ページをお願いします、第3条に資本的収入及び支出の予定額の補正を、第4条において企業債の金額を改めるものです。

詳細については、3ページからの補正予算実施計画をお願いします。

収益的収入及び支出の収入、1款水道事業収益1項営業収益、4目その他営業収益では手数料を、2項営業外収益、説明欄記載の内容で、21万4,000円を増額するものです。

支出では、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水費で、動力費が主なもののほか、1,382万6,000円を減額、2目配水費でも、動力光熱水費113万1,000円を減額、4目総係費では、説明欄記載の内容で6万9,000円を増額、2項営業外費用、3目消費税においては、567万2,000円を増額するものです。

4ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入、1項1目企業債で、事業費精算により480万円を減額、2項1目分担金で、説明欄記載の内容で73万円を増額、3項繰入金、1目他会計繰入金を皆減するものです。

支出では、1款資本的支出、1項建設改良費、1目水道拡張費で、委託料及び工事請負費の精算に伴い、3,103万4,000円を減額するものです。

5ページには、この補正に基づく予定キャッシュ・フロー計算書を添付していますので、併せてご高覧くださいますようお願いいたします。

以上、議案第24号の補足説明といたします。

続いて、議案第26号 令和5年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

今回の補正は、補助金等で受けた長期前受金戻入を過年度損益修正益へ計上し、業務の予定量の補正と予算の調整を行うものです。

1ページをお願いします。

第2条において、業務の予定量として、年間総排水量で2万700立方メートルの減、1日平均排水量で57立方メートルの減を見込み、これに伴う収益的収入及び支出の予定額を第3条において補正し、2ページに移りまして、第4条に資本的収入及び支出の予定額の補正を、第5条において企業債の金額を、3ページに移りまして、第6条において他会計からの補助金の金額をそれぞれ改めるものです。

それでは、詳細について、5ページからの補正予算実施計画をお願いします。

収益的収入及び支出の収入、1款下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料で、年間排水量の減少に伴い290万9,000円の減額、2目その他営業収益は、年度末精査し、2項営業外収益で、1目他会計負担金及び補助金で、主に公共下水道事業で1億2,633万9,000円を増額、3目消費税還付金で400万円を増額、4目雑収益は年度末精査、5目長期前受金戻入で753万2,000円を増額、3項特別利益では、1目過年度損益修正益は、公共下水道に係る補助金等で受けた長期前受金戻入の8億4,585万2,000円を、それ以外に宮川流域下水道、令和4年度維持管理負担金決算に伴う余剰金として1,407万円を、合計8億5,992万2,000円を増額するものです。

6ページをお願いいたします。

支出では、1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費で361万5,000円を減額、



2目処理場費54万7,000円を減額、3目総係費35万9,000円を減額とし、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費で11万6,000円を減額、3項特別損失、1目過年度損益修正損は、当初宮川流域下水道、令和4年度維持管理負担金決算が電力高騰等で赤字見込みにより、追加費用として1,007万9,000円を計上していましたが、前段で申し上げました余剰金となったため、皆減とさせていただきます。

しかし、公共下水道における過年度未収受益者負担金の不納欠損として、1,957万7,000円、公共下水道の供用開始した平成15年度から平成26年度までの過年度未収金となり、今回、法に基づく適正な処理を実施したく、949万8,000円増額の計上を行うものです。

7ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入、1項企業債で、事業の精算及び宮川流域下水道市町建設負担金の見込みにより1,880万円減額、2項補助金で、農業集落排水事業における県補助金176万円増額、主に公共下水道事業に係る一般会計補助金1億3,187万4,000円減額を行います。3項負担金、1目受益者負担金については、113万円増額するものです。

支出では、1款資本的支出、1項建設改良費、1目管路施設費は、本年度事業の精算が主なもので、1,914万円減額、2目処理場施設は、宮古処理場の機器更新工事費の増額として、422万円増額を行うものです。

8ページには、この補正予算に基づく予定キャッシュ・フロー計算書を添付し、併せてご覧くださいますようお願いいたします。

以上、議案第26号の補足説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

### ◎日程第30 議案第27号から日程第38 議案第35号

○議長（小林 豊） 次に、日程第30、議案第27号 令和6年度玉城町一般会計予算ないし日程第38、議案第35号 令和6年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第27号 令和6年度玉城町一般会計予算について、提案説明を申し上げます。

国の令和6年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」に沿って、足元の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げやデフレからの完全脱却と、民需主導の持続的な成長の実現に向け、人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進、GX、DX、半導体・AI等の分野での国内投資の促進、海洋、宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援、少子化対策・こども政策の抜本強化を含む包摂社会

の実現など、新しい資本主義の実現に向けた取組の加速、防災・減災・国土強靱化など、国民の安全安心の確保、防衛力の抜本的強化を含む外交、安全保障環境の変化への対応をはじめとする重要な政策課題について、必要な予算措置を講ずるなど、めり張りの効いた予算編成を行うと掲げています。

当町の予算につきましても、国の動向を踏まえつつ、玉城町の特性を生かし、新しい未来に向けて、新規事業の積極的な運用、かつ現在の取組についても鋭意維持、持続していくことを目指し、編成いたしました。

令和6年度の一般会計につきましては、総額66億4,800万円で、前年度当初予算比で1億円の減額となっています。

歳入の主なものから説明をいたします。

まず、町税では、定額減税の関係から、前年度当初予算と比較して、1億1,654万8,000円の減額、率にして5.7%減の19億2,570万2,000円を計上しています。

譲与税及び交付金では、過去の実績や国の地方財政計画を踏まえ、それぞれの収入額を見込んでいます。

国庫支出金では、前年度当初予算と比較して、金額で893万4,000円減額の6億4,414万6,000円を計上しています。減額の要因としましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の減額が主なものですが、総務費国庫補助金では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等国庫補助金の新規計上や、土木費国庫補助金では、道路メンテナンス事業費国庫補助金を増額計上しています。

繰入金では、財源調整による財政調整基金のほか、ふるさと応援基金などからの繰入額を計上し、繰越金は前年度と同額を計上しています。

町債では、緊急自然災害防止対策事業債、田丸城跡景観維持事業債の増額を計上していますが、中央公民館改修の公共施設等適正管理推進事業債、臨時財政対策債などの減額により、31.6%減の3億8,800万円としています。

続きまして、歳出の主なものにつきまして説明をいたします。

総務費では、前年度当初予算と比較して、7.2%増の7億6,865万5,000円を計上しています。県議会議員、町議会議員選挙費の減額はあるものの、庁舎レジリエンス強化事業、企業版ふるさと納税活用支援事業の新規計上などにより、増額計上となっています。

民生費では、5.2%増の24億3,079万9,000円を計上しています。主な要因としましては、特別会計への繰出金のほか、子ども・子育て支援計画等策定、家庭保育給付金、放課後児童クラブ（児童館）運営管理業務の新規計上などにより、増額するものであります。

衛生費では、4.4%減の4億8,227万9,000円を計上しています。主な要因としましては、予防費における新型コロナウイルスワクチン接種事業の減によるものであります。

農林水産費では、9.3%増の2億4,122万円を計上しています。主な要因としましては、

農地費において、農業水路等長寿命化・防災減災事業及び農地耕作条件改善事業などの増額によるものです。

土木費では、13.4%増の5億7,590万4,000円を計上しています。道路維持修繕費、外城田川河川改修に伴う河川災害防止対策事業等の増額のほか、能登半島地震を受け、住宅耐震化推進事業、耐震シェルター設置補助金を新規に計上し、住宅の耐震化の推進を進めてまいります。

消防費においては、1.8%減の2億7,595万9,000円を計上しています。防災倉庫の整備が完了したことにより減額となっていますが、ハザードマップの更新、防災対策用ドローンの購入など、防災・減災対策の充実を図っています。

教育費においては、小・中学校管理費において、学校給食補助金及び入学祝い金の継続、中学校卒業祝い金、児童生徒特別支援員派遣業務を新たに計上し、文化財費では田丸城跡の石垣修復工事の増額などをしてしていますが、中央公民館改修工事が完了したことにより、教育費全体では、33.9%減の5億8,328万5,000円を計上しています。

公債費では、1.4%減の4億8,085万4,000円を計上しています。

諸支出金では、3.1%減の5億5,849万4,000円を計上いたしております。主な要因といたしましては、病院事業への繰出金の減額が主なものであります。

なお、詳細は副町長から説明をさせます。

次に、議案第28号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ16億1,775万8,000円で、前年度当初予算と比較し、4.9%増となっております。主なものとして、保険給付費では、前年度当初予算と比較し、5.8%増の10億9,233万2,000円、国民健康保険事業納付金では、3.6%増の4億2,722万9,000円を計上しております。被保険者の健康の保持増進・疾病予防のため、成人病予防検診、特定健康診査、特定保健指導に積極的に取り組み、医療費の抑制、適正化に努めてまいります。

なお、詳細は保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第29号 令和6年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和6年度予算につきましては、アスパア玉城の管理運営に関する事業予算として、歳入歳出予算の総額を4,764万3,000円とし、前年度当初予算と比較いたしまして、7%の減となっております。引き続き、アスパア玉城全体を農村地域資源を活用した集客交流振興施設としてご利用いただけるよう、創意工夫を凝らし、サービス向上を図ってまいります。

なお、詳細は産業振興課長から説明をさせます。

次に、議案第30号 令和6年度玉城町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画に基づき予算編成をいたしました。歳入歳出予算の総額はそれぞれ15億8,198万7,000円で、前年度当初予算と比較し、4.8%増となっております。主なものとして、保険給付費では、前年度当初予算と比較し、4.7%増の14億4,993万3,000円、介護予防、認知症対策等の地域支援事業費では、7,669万1,000円を計上しております。

なお、詳細は保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第31号 令和6年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ3億6,708万5,000円で、前年度当初予算と比較し、6.8%増となっております。

なお、詳細は保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第32号 令和6年度玉城町病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

三重県下のみならず、自治体病院の経営危機が叫ばれる中、医師、看護師をはじめとする医療従事者不足、地域間の医療格差が深刻化しており、財政基盤も決して強くない地域にあっては、自治体病院を運営することは決して容易なことではありません。

そのような中、玉城病院は、院長を中心に保健・福祉・介護の拠点施設として関係機関と連携し、特に高齢化社会に対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、治療のみならず健康づくりなどの保健サービス、在宅ケア、リハビリテーション、福祉介護サービスを総合的、一体的に展開する医療ケアを実践しているところであります。

令和6年度におきましても、感染症対策を継続し、地域で求められる医療を提供するため、診療体制を確保しながら、スタッフ一団力を合わせ、患者サービスの向上に努めるとともに、さらなる効率化、健全経営をするべく努力してまいります。

令和6年度は、業務の予定量として、年間延べ患者数を外来2万1,870人、入院1万7,520人とそれぞれを見込み、収益的収入及び支出に所要の経費を予定いたしております。

収益的収支は、事業収益7億6,765万7,000円、事業費用8億3,395万4,000円を計上いたしました。

資本的収支は、収入で3,660万2,000円を見込み、支出では、建設改良費及び企業債償還金で7,108万2,000円を計上、不足する額3,448万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填する予定です。

なお、詳細は病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第33号 令和6年度玉城町水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

上水道は、日常生活や社会経済活動に欠かせない重要なライフラインである一方、問題視されている施設の老朽化や地震など自然災害への対策として、更新及び耐震化、給

水人口の減少や施設規模の再構築など、様々な社会情勢の変化に対応していかなければなりません。こうした状況の中、施設の適正な維持管理による安心安全な水道水の供給を行い、強靱で持続できるサービスの確保に今後も努めてまいりたいと考えています。

令和6年度の予算における収益的収支は、収入で3億1,350万6,000円、支出で3億323万円を予定しています。年間給水量は193万立方メートルを見込み、収入における営業収益で2億9,393万9,000円を計上しています。また、営業外収益では、長期前受金戻入、受取利息及び配当金など、1億956万7,000円を計上しています。

支出においては、営業費用で2億7,402万1,000円、営業外費用で1,912万1,000円、特別損失で8万8,000円、予備費として1,000万円を計上しております。収支差引きで、1,027万6,000円の純利益を見込んでいます。

次に、資本的収支は、収入で分担金、繰入金により576万8,000円を見込み、支出では、配水管更新工事費を含めた建設改良費、固定資産購入費及び償還金を合わせて、1億1,075万9,000円を計上しています。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億499万1,000円については、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第34号 令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

介護老人保健施設ケアハイツ玉城は、令和6年度におきましても、感染症防止対策を継続しながら、地域の方々が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築における介護・在宅サービス部門であることを念頭に、地域の皆様から必要とされる施設となるよう、サービスの向上と職員の研さんを積み重ね、年間を通じて経営の安定化に努めてまいります。

さて、令和6年度の予定は、業務の予定量として、短期を含む施設利用者数を年間1万8,578人、通所リハビリテーション利用者数、年間5,913人、訪問看護利用者数、年間3,790人、訪問介護利用者数、年間3,352人、居宅介護支援利用者数、年間1,656人を見込み、収益的収入及び支出に所要の経費を予定しています。

収益的収支は、事業収益3億7,935万1,000円、事業費用4億321万4,000円を計上いたしました。

資本的収支は、収入で55万9,000円を見込み、支出で企業債償還金111万8,000円を計上し、不足する額55万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填する予定です。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明をいたします。

次に、議案第35号 令和6年度玉城町下水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

公共下水道及び農業集落排水施設は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に必要

不可欠な生活基盤の根幹を支える重要な施設です。令和6年度は、管路施設の附帯機器を更新する予定です。また、汚水処理施設の適正な維持管理についても、引き続き努めます。

令和6年度の予算における収益的収支は、収入で7億3,367万1,000千円、支出で6億3,202万1千円を予定しています。

年間総排水量を公共下水道と農業集落排水施設、合わせて138万9,400立方メートルと見込み、収入における営業収益で1億8,321万6,000円を計上しています。

また、営業外収益では、一般会計補助金、長期前受金戻入など、5億5,045万4,000円を計上しています。

支出においては、営業費用で5億4,893万7,000円、営業外費用で8,003万3,000円、特別損失で105万1,000円、予備費として200万円を計上しており、収支差引きで1億165万円の純利益を見込んでいます。

次に、資本的収支における収入では、企業債及び補助金、負担金、基金繰入金を合わせて1億9,341万9,000円を見込み、支出では、建設改良費、企業債に係る償還金等を合わせて4億7,329万6,000円を計上しています。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額2億7,987万7,000円については、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明をさせます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 提案理由の説明の途中ですが、少し早いんですが、昼食のため、午後1時まで休憩したいと思います。

（午前11時49分 休憩）

（午後1時02分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第33号の提案説明、令和6年度玉城町水道事業会計予算の中の受取利息及び配当金などというところでの数字の説明に誤りがございました。訂正をさせていただきたいと思います。

正しくは1,956万7,000円が正しい数字でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林 豊） 病院老健事務局 竹郷事務局長。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） 先ほど、議案第25号 令和5年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきました。

中身に一部誤りがありましたので、議案書予算書5ページをお願いしたいと思います。

5ページの補正予算（第1号）実施計画、収益的収入及び支出、収入、1款介護保険施設事業収益、補正予定額を1,860万9,000円の減額のところ、増額と補足説明をさせて

いただきました。正しくは、1,860万9,000円の減額となります。訂正し、おわびを申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（小林 豊） それでは、休憩前に引き続き提案理由の補足説明を求めます。

田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 議案第27号 令和6年度玉城町一般会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書に沿って説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

第1条第1項、一般会計の総額であります。前年度当初予算比で1億円の減額、率にして1.5%減、66億4,800万円の予算編成となりました。第2項では、款項の区分等の金額を、3ページ以降にございます第1表歳入歳出予算のとおり定めるもので、こちらが議決対象とするものであります。

第2条は債務負担行為、第3条は地方債、別表でご説明を申し上げます。第4条、一時借入金、最高額を5億円とするものでございます。第5条、歳出予算の流用の特例を定め、第6条では預金債権と地方債債務の相殺を定めるものでございます。

10ページのほうをお願いいたします。

第2表債務負担行為は、1、度会土地開発公社が金融機関等から借り入れる借入金に対する債務保証として、借入金5,000万円と利子に相当する額を限度額として設定をいたしております。

2、固定資産評価業務4,800万円と、3、雑種地判読及び再評価業務1,000万円は、次期令和9年度評価替えに向けて、令和6年度から8年度の3か年で長期契約、継続した業務を委託いたしたく、設定をするものでございます。

4、田丸城跡修理保存事業につきましては、令和6年度、令和7年度の2か年で施工いたしたく、1億円の限度額を設定するものでございます。

次ページ、第3表地方債、1、公共事業等債6,920万円は、県営かんがい排水事業、県営ため池等整備事業、また、町道田丸宮古線交通安全施設整備などに係る防災安全交付金事業及び道路メンテナンス事業に、2、一般補助施設整備等事業債2,690万円は、農地耕作条件改善事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業に、3、緊急自然災害防止対策事業債2億2,400万円は、外城田川の災害防止対策に係る河川整備事業及び町内各路線の道路補修事業に、4、緊急浚渫推進事業債300万円は、外城田川ほかしゅんせつ事業に、5、地域活性化事業債3,230万円は、田丸城跡石垣修復及び景観整備に係る事業、6、臨時財政対策債は、後年度に地方交付税措置されるもので、1,960万円を計上、7、緊急防災・減災事業債1,300万円は、庁舎レジリエンス強化事業で計上いたしております。

各目的事業の限度額、また、利率4%以内で証書借入れできるよう設定をいたしておるところでございます。

地方債合計3億8,800万円は、前年度対比で31.6%の減でございます。

なお、地方債の令和6年度末現在高見込みにつきましては、予算書119ページに掲載していますが、56億5,488万9,000円を見込んだところでございます。

歳入歳出予算事項別明細書の説明については、新規の主なもの、前年度比較で大きなものを中心にご説明を申し上げます。

歳入から説明をさせていただきますので、16ページをお願いいたします。

まず、自主財源の根幹をなす1款町税全体では、5.7%減の19億2,570万2,000円を計上いたしております。

まず、1項1目個人町民税においては、定額減税の影響を考慮し、前年度より1億812万8,000円減の5億9,039万円を計上し、2目法人町民税は、昨年の申告実績を勘案し、132万1,000円増の1億5,481万3,000円を見込んでございます。

2項1目固定資産税は、家屋での増額を見込むものの、償却資産分の減により、全体で1,837万5,000円減の9億9,847万9,000円を計上。

16ページ下段、3項軽自動車税では、台数実績を踏まえ、1目環境性能割及び2目種別割合合わせまして、次ページになります、項合計238万1,000円増の6,628万9,000円を計上いたしております。

17ページ、4項たばこ税は、前年度の実績見込みから、581万1,000円増の1億830万2,000円を計上、5項入湯税は、ふれあいの館の入湯者数によるもので、前年度より45万円増の720万円を見込んでございます。

2款譲与税から、19ページ、5款株式等譲渡所得割交付金までにつきましても、前年度実績見込みから、それぞれ増減を行っておるところでございます。

19ページをお願いします。

6款法人事業税交付金は、地方法人課税に係る偏在是正措置がありますので、前年度から39万4,000円増の4,969万4,000円を計上、7款地方消費税交付金は、前年度実績見込みにより4,480万3,000円増の4億5,210万3,000円を、8款ゴルフ場利用税交付金につきましても、68万6,000円増の1,048万6,000円を見込んでございます。

20ページをお願いします。

9款環境性能割交付金は、自動車取得税に代わり、自動車の取得の際に課税された自動車税環境性能割が交付されるもので、前年度から176万8,000円減の503万2,000円を計上、11款地方特例交付金につきましては、実績見込みと定額減税の影響額分により7,480万増の9,530万円を、12款地方交付税につきましては、国の地方財政計画及び基準財政需要額の伸びを勘案し、率にして4.1%、7,300万円増の18億3,900万円を見込んでございます。

21ページ、お願いします。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産費分担金は、土地改良事業の農業費地元分担金71万7,000円を新規に計上、2項負担金、2目民生費負担金は、保育料及



び老人ホーム入所対象人数等の精査により、121万1,000円減の3,615万5,000円を、22ページからの15款使用料及び手数料は、23ページにかけて、実績見込みにより、説明欄記載のとおり計上をいたしております。

23ページをお願いします。

下段、16款国庫支出金、1項国庫負担金では、1目民生費国庫負担金で、1節児童手当国庫負担金、次ページ、3節障害者自立支援給付費及び障害児入所給付費等国庫負担金を増額、2目衛生費国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の皆減により、項の計といたしまして、1,351万9,000円減の4億6,619万6,000円を計上いたしております。

同款2項国庫補助金は、1目総務費国庫補助金で、社会保障税番号制度事業費等国庫補助金の減、マイナポイント事業費国庫補助金の皆減はあるものの、庁舎レジリエンス強化事業の二酸化炭素排出抑制対策事業費等国庫補助金、地域少子化対策重点推進交付金の新規計上により増額、2目民生費国庫補助金は、子ども・子育て支援事業に係る経費に伴う増、25ページ上段、3節で生活困窮者自立相談支援事業費等国庫補助金を新規に計上、3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の皆減により減額、4目土木費国庫補助金は、1節道路メンテナンス事業費、2節木造住宅耐震診断等事業の事業費増に伴い増額、5目教育費国庫補助金は、事業費減に伴い減額、項全体といたしましては、1億7,451万3,000円を計上いたしております。

次に、26ページをお願いします。

17款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は、国庫負担金同様でございます。次ページ、27ページになります。

同款2項県補助金は、1目総務費県補助金で、地域減災力強化推進事業費、木造住宅耐震補強事業費県補助金の増、2目民生費県補助金は、3節で地域子ども・子育て支援事業費県補助金の増額及びみえ子ども・子育て応援総合県補助金を新規に、4節子ども医療費県補助金を増額、3目衛生費県補助金は、1節がん患者支援事業費及びがん予防・早期発見推進モデル事業費県補助金、2節太陽光発電設備等設置費県補助金の新規計上、4目農林費県補助金では、土地改良事業費県補助金の増額等により、28ページになります、県補助金、項計といたしまして、4,114万6,000円増の2億356万7,000円を計上。

同款3項県委託金は、新規に農林業センサス委託金の計上はあるものの、県議会議員選挙事務委託金の皆減で、下段の項計として、533万1,000円減の2,593万3,000円を計上するものでございます。

1つ飛びまして、30ページをお願いします。

19款寄附金、1項寄附金、3目ふるさと応援寄附金は、前年度の実績寄附件数を精査し、2,000万円増の1億2,010万円を計上いたしております。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさと応援基金繰入金は、前年度寄附分を今年

度の各種事業に充当するもので9,400万円を計上、2目財政調整基金繰入金1億9,700万円は、予算調整、歳入不足分の繰入れ、3目町債管理基金繰入金は、交付税措置された2,200万円を繰り入れ、公債費に充当、4目企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金1,000万円は、令和5年度に寄附いただき一部積み立てる分の繰入れで、企業版ふるさと納税活用支援事業補助金に充当。

31ページをお願いします。

21款繰越金は、前年同額の3,000万円といたしております。

22款諸収入は、前年度の実績見込みから、説明欄記載の金額を計上いたしております。

32ページをお願いします。

同款5項1目雑入、3節の保育給食費収入の減、次ページ、4節でデイサービス施設利用料の減、8節公民館講座受講料の減、これらによりまして、34ページになります、5項雑入の計といたしまして、360万9,000円減の7,249万4,000円を計上。

23款町債につきましては、3表地方債でご説明申し上げた地方債限度額を説明欄記載のとおり計上したものでございますので、省略をさせていただきます。

次に、3、歳出の説明でございますが、開催予定の予算決算常任委員会で、款別に各担当課長、室長からの説明、また当初予算別添資料にて事業説明しておりますので、ここでは、項単位での比較、目別に主なものを補足いたしますので、ご了承いただきますようお願いをいたします。

1款議会費につきましては省略させていただきます、36ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、会計年度任用職員の制度改正に伴う人件費の増でございます。

飛びまして、41ページをお願いします。

4目会計管理費で、11節役務費、指定金融機関事務取扱手数料が大きく増額されることに伴う増額、5目財産管理費で、12節委託料、庁舎レジリエンス強化事業実施設計業務委託料2,600万円を新規計上、令和5年度の基本計画に基づき実施設計を進めます。財源につきましては、国費2分の1、緊急防災・減災事業債を活用する計画でございます。

42ページをお願いいたします。

24節のふるさと応援基金積立金は、寄附金総額から返礼品、手数料等、必要経費を除いた分として、今年度につきましては6,000万円の計上といたしております。

43ページからの6目企画費は、44ページになります、18節負担金、補助及び交付金にて、南城市との姉妹提携促進の交流補助金として50万円を新規に計上、8目地域情報化推進費では、12節委託料で、現在の自当地域イントラネットから専用線を使った地域イントラネットへ変更しようとする機器更改業務650万円、45ページ、13節使用料及び賃借料で、役場窓口のキャッシュレス化、AI議事録ツール使用に伴う経費を新規に計上し、DX化を推進するものでございます。

下段からの9目諸費では、46ページ、18節負担金、補助及び交付金で、安心安全のまちづくりとして、能登半島地震を受け、一時避難所として想定される区集会所の耐震化対策として、町補助金により無料で耐震診断を受けられるよう進めるものであります。

10目地方創生推進費につきましては、47ページをお願いします。

地方創生推進交付金を活用し、12節委託料にて、昨年に引き続き関係人口深化・拡大事業業務委託料1,300万円、新規に書かない窓口導入事業業務委託料1,300万円、また、特別交付税措置のある集落支援員事業委託料の計上、18節負担金、補助及び交付金にて、令和5年度寄附の残額1,000万円を基金繰入れし、企業版ふるさと納税活用支援事業補助金として、地域少子化対策事業推進交付金を活用し、結婚新生活支援補助金300万円を新規計上。

48ページをお願いします。

2款1項総務管理費として7,386万7,000円の増、率にして14.2%増の5億9,497万7,000円といたしておるところでございます。

同款2項徴税费につきましては、2目賦課徴収費で、令和9年度の評価替えに向けた固定資産業務関連事業の増額となり、50ページになります、中段2項徴税费、計の欄、額は1,133万増の1億1,760万9,000円でございます。訂正いたします。徴税费、項の計の額でございます。1億1,760万8,000円に訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

次に、50ページから次ページにかけての同款3項戸籍住民基本台帳費は、人件費の組替え精査によるものと、12節委託料にて、住民情報システム改修業務委託料の皆減で、52ページになります、計の欄、4,580万1,000円を計上いたしております。

52ページからの4項選挙費、5項統計調査費、6項監査委員費は、必要経費を計上いたしておるところでございます。

54ページをお願いします。

下段、3款民生費、1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費で、人件費の組替え精査による減と、55ページになります、12節委託料にて、新規で生活困窮者自立相談支援業務を新規に計上し、社会福祉協議会に委託しようとするのものでございます。

56ページをお願いします。

20節貸付金で、国民健康保険特別会計に5,000万円を貸付け、27節繰出金で、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への各種繰出金を計上いたしております。

飛びまして、58ページをお願いします。

中段、6目児童手当費の増額は、国による児童手当の拡充により、19節扶助費で2億7,014万円の児童手当扶助費を計上いたしております。

次ページ、7目心身障害者福祉費は、19節扶助費において、これまでの実績を踏まえ、障害者介護給付費及び障害児通所給付費を中心に増額計上をいたしております。

60ページをお願いします。

8目福祉医療費は、前年度の利用実績から、特にひとり親家庭等医療費、子ども医療費を増額計上。なお、子ども医療費は、秋以降実施できるよう、現物給付、窓口の無料化を進めているところでございます。

9目福祉・保健施設費の保健福祉会館ふれあいホールの空調機器更新事業につきましては、皆減でございます。これがあるものの、61ページ、中段になります、1項社会福祉費項計は、4,986万7,000円増の16億8,976万8,000円の計上でございます。

2項児童福祉費は、63ページをお願いいたします。

1目児童福祉総務費、12節委託料では、新規に令和5年度より進めている、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料、令和6年度から実施する、放課後児童クラブ児童館運営管理業務委託料6,285万9,000円を新規に計上、また、19節扶助費にて、新規に家庭保育による親子の関わりを深め、子供の健全育成と子育てに係る経済的負担軽減を図るべく、家庭保育給付金1,200万円を新規に計上。

飛びまして、65ページ、2目児童福祉施設費では、各保育所の使用済みおむつの処分について、お持ち帰りを廃止し、保護者及び保育士の負担軽減を図るため、保育所にダストボックスを設置し処理するもので、17節備品購入費を計上いたしております。

下段2項、児童福祉費計は6,989万2,000円の増、率にして10.4%増、7億4,101万1,000円の計上でございます。

66ページからの4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、次ページになります、18節負担金、補助及び交付金で、伊勢広域環境組合負担金1,132万7,000円増の1億6,885万4,000円を計上いたしております。

69ページをお願いします。

2目予防費は、18節で、昨年に引き続き、1か月児健康診査受診費補助金、出産・子育て応援給付金1,000万円、新たに子宮頸がんワクチン予防接種補助金、50歳以上を対象とした帯状疱疹予防接種補助金300万円を計上いたしたところでございます。

次に、70ページをお願いします。

3目環境衛生費では、18節で家庭用太陽光発電システム設置補助金、蓄電池設置補助金を災害に備えるべく、さらに拡充をいたしたところでございます。

1項保健衛生費計は、新型コロナウイルスワクチン経費の減額により、2,239万1,000円減の4億6,968万円の計上でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、5款労働費は、前年度同規模を計上いたしたところでございます。

72ページからの6款農林水産費、1項農業費は、74ページ、3目農業振興費になります。18節負担金、補助及び交付金で、引き続き農業機械購入助成事業補助金400万円と、新たに小規模農家にも対応すべく、農業機械修繕費支援事業補助金、みえの安心食材認定補助金を創設し、農業基盤の安定化を図るものでございます。

次ページ、5目農地費では、農業水路等長寿命化・防災減災事業として、12節委託料で新規計上、14節で農業水路等長寿命化・防災減災事業工事請負費及び農地耕作条件改善事業工事請負費を増額計上いたしております。18節負担金、補助及び交付金においては、農業集落の維持、活性化、農業施設長寿命化など、多面的支払交付金、また、県営関連負担金事業を計上。

76ページ上段、6款1項農業費計は、1,956万7,000円増の2億2,809万9,000円の計上でございます。

次に、2項林業費、1目林業振興費では、12節委託料で、森林環境教育委託料334万1,000円を新規に計上し、今年度につきましてはソフト事業に転換する予算で、2項計で90万6,000円増の1,312万1,000円を計上。

77ページ、7款1項商工費は、2目商工振興費で、主に7節報償費、ふるさと納税返礼品に係るふるさと応援寄附金等報償品に3,502万6,000円、12節委託料では、工業会企業動画制作業務委託料、田丸駅交流施設管理事業委託料を新規計上、次ページ、18節負担金、補助及び交付金では、玉城町地域通貨「たまネー」事業の商工会負担金の計上ほか、経営改善普及事業及び指導事業補助金をはじめ、各種負担金及び補助金を計上し、1項商工費計は、881万1,000円減の1億2,331万2,000円を計上いたしております。

次ページ、8款土木費、1項土木管理費は省略し、80ページをお願いします。

2項道路橋梁費は、2目道路維持修繕費、町単独事業はじめ道路メンテナンス事業費国庫補助金と、公共事業等債、緊急自然災害防止対策事業債を財源とし執行するもので、1億7,091万9,000円の計上。

81ページ、3目道路新設改良費も同様に、防災安全交付金事業で、前年度に続き田丸宮古線の道路改良事業とともに、町単道路改良等工事費を合わせ1億2,330万3,000円とし、2項の道路橋梁費計の額は、1,503万円増の3億396万7,000円といたしたところでございます。

次に、同款3項河川費、1目河川総務費は、次ページ、2,594万2,000円増の1億6,613万5,000円を計上。前年度に続き、緊急自然災害防止対策事業債を活用した外城田川災害防止対策工事に係る事業費につき、測量設計費、工事請負費、また緊急浚渫推進事業債の工事費を計上いたしたところでございます。

同款4項都市計画費、1目都市計画総務費では、83ページになります、12節委託料にて、都市計画基礎調査業務委託料を新規計上。下段になります、項の計259万3,000円増の2,872万8,000円を計上いたしております。

84ページからの同款5項住宅費は、1目住宅管理費では人件費の増、2目住宅対策費は、85ページになります、能登半島地震を受け、木造住宅の耐震化の重要性から、戸別訪問、ローラー作戦にて無料診断の実施、耐震化等の促進を図るもので、12節委託料にて新規に、住宅耐震化推進業務委託料、木造住宅耐震診断等委託料の増額、18節負担金、補助及び交付金で、耐震シェルター設置補助金の創設、木造住宅耐震補強事業補助金の

拡充予算で増額計上。また、引き続き、空き家リフォーム事業、空き家対策、空き家バンク登録促進に取り組む考えでございます。

85ページからの9款消防費、1項消防費は、1日常備消防費で、伊勢市に委託している消防業務経費で、前年度より1,500万8,000円増の2億3,226万2,000円。

次に、87ページをお願いします。

4目災害対策費は、12節委託料にて、最新のハザードマップ作成に業務委託料を新規に、また、昨年度まで高齢者世帯等要件を設定し実施してきました家具転倒防止器具取付けについて、要件をなくし、1世帯1回に限り無料で3つまで設置できることとし、業務委託料を増額、17節備品購入費は、避難所資機材備品の購入で203万5,000円を計上。

5目防災対策費では、88ページになります、18節で防災備品購入費330万円を計上。最下段の1項消防費計といたしまして、旧伊勢市消防署玉城出張所跡地の防災倉庫建築経費の皆減があり、2億7,595万9,000円の計上でございます。

89ページからの10款教育費、1項教育総務費は、教育委員会費及び事務局費、3目教育指導費で、教育支援センターに係る事業経費、人件費等の計上でございます。

91ページからの同款2項小学校費は、1目学校管理費で、93ページのほうをお願いします、12節委託料で、小中学校児童生徒特別支援学級支援員派遣業務委託料4,789万5,000円、水泳指導等業務委託料136万2,000円を新規計上、次ページになります、14節工事請負費で、下外城田小学校の給食室床の修繕工事請負費の計上、18節負担金、補助及び交付金で、昨年引き続き、町独自の子育て応援支援といたしまして、給食費保護者軽減を図るため、学校給食補助金で1,659万1,000円を計上、また、19節扶助費で、1人につき2万円の入学祝い金を310万円として計上。これは小学校入学時の学用品購入の負担を和らげ、入学をサポートする目的に、所得制限を設けず、祝い金として給付しようとするものでございます。

95ページをお願いします。

これらのことにより、2項小学校費計として、521万円増の2億6,540万8,000円の計上。

中段からの同款3項中学校費は、1目学校管理費で、96ページになります、12節委託料で、小学校同様、小中学校児童生徒特別支援学級支援員派遣業務委託料1,197万4,000円の新規計上、97ページになります、18節で、これも小学校同様、給食費保護者軽減を図るため、学校給食補助金908万7,000円の計上、98ページ、19節扶助費で、入学祝い金、中学の場合、制服、クラブ関係経費等を鑑み、1人3万円とし、510万円を計上。また、高校入学に関しましても、同様、入学関係費の保護者経済的負担の軽減を図るべく、卒業祝い金として1人3万円480万円を新規に計上。中段の3項中学校費計は、校舎改築設計費、体育館修繕工事の皆減により、1,701万7,000円減の1億896万7,000円を計上いたしております。

次に、同款4項社会教育費は、1目社会教育総務費で、人件費の増額。

飛びまして、101ページをお願いします。

3目文化財費では、14節にて、田丸城跡石垣修復工事請負費3,435万円を計上いたしたところでございます。

102ページにまいりまして、4目中央公民館費については、中央公民館改修工事の皆減で、大きく減額をいたしております。

次ページになります、中段、4項社会教育費計は、2億7,658万6,000円減の1億1,742万1,000円を計上いたしております。

同款5項保健体育費では、104ページをお願いします。

2目保健体育施設費、12節委託料で、トレーニングセンター窓口業務委託料450万円を新規に計上。現在、会計年度任用職員にて対応をしておりますが、業務の効率化により委託するものでございます。

105ページをお願いします。

5項保健体育費計につきまして、町営プールの管理棟改修工事費の皆減により、27万7,000円減の2,035万9,000円といたしたところでございます。

11款災害復旧費は、1項公共土木施設災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費につきましては、口開けの計上。

106ページ、12款1項公債費は、令和5年度分の借入れを見込み、1目元金で4億5,369万8,000円、2目利子2,715万6,000円を計上。公債費計では689万6,000円減額となり、町債管理基金から2,200万円の繰入れを行い、年度間調整を図ったところでございます。

13款諸支出金、1項公営企業費は、病院事業会計支出金から下水道事業会計支出金まで一般会計からの負担金、また補助金を説明欄記載のとおり計上をいたしております。

同ページ、2項諸費につきましては、過年度の返納金につき、口開け計上。

次ページになります、予備費については、予算調整を行った都合上、前年度同程度の2,854万3,000円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(小林 豊) 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長(見並 智俊) それでは、所管いたします3議案について、補足説明を申し上げます。

まず、議案第28号をお願いいたします。

令和6年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、予算総額を16億1,775万8,000円とし、被保険者数を2,974人と推計しております。

それでは、歳入から説明させていただきます。

予算書9ページをお願いします。

国民健康保険料は、現年度分3億249万6,000円、滞納繰越分595万1,000円、それぞれ

内訳を説明欄記載のとおり計上しております。

保険料率については、令和5年度分所得確定後に算定をいたします。

3款県支出金は、保険給付費に対して交付される普通交付金10億8,380万2,000円、保険者努力支援分1,368万3,000円をはじめとする特別交付金で、三重県の仮算定に基づき、6,820万8,000円としています。

10ページ、5款繰入金は、一般会計からの繰入金で、事務費等法定繰入金と、その他繰入金、令和5年度から実施された産前産後所得割・均等割保険料繰入金のほか、保険料の急激な引上げを抑えるため、これまで財政調整基金の投入を行ってきましたが、基金が枯渇している状況から、前年度に引き続き一般会計から5,000万円の貸付けを受け、財政基盤の安定化を図ることといたしております。保険基盤安定繰入金を含め、1億5,628万5,000円を計上しております。

11ページをお願いします。

6款繰越金は、前年度繰越金100万円を計上しております。

次に、歳出について説明させていただきます。

13ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費は、2人分の職員人件費及び事務経費、国保連合会負担金などを説明欄記載のとおり計上し、2,403万7,000円としています。

14ページ、2項徴収費は、会計年度任用職員1人の人件費と保険料賦課徴収に係る事務経費を計上しています。

総務費全体で、前年度当初と比較し2.8%増となっておりますのは、担当職員の変更に伴う人件費の増額が主な要因となっております。

15ページから17ページにかけて、2款保険給付費全体は、前年度当初と比較し5.8%増と見込んでおり、特に、1項療養諸費の一般被保険者療養給付費で5,764万7,000円増、2項高額療養費の一般被保険者高額療養費で230万7,000円増を見込んでおります。

16ページ、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は450万円、5項葬祭費は100万円を計上しております。

17ページから18ページにかけて、3款国民健康保険事業納付金は、三重県の算定に基づき、1項医療給付費分2億8,491万8,000円、2項後期高齢者支援金等分1億787万4,000円、3項介護納付金分3,443万7,000円で、前年度当初と比較して3.6%増加をいたしております。

次に、4款保健事業費、1項保健事業費、2目保健施設事業費で、成人病検診230人分を予定し、委託料722万6,000円を計上しております。

19ページをお願いします。

2項特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導の経費で、2,486万1,000円を計上しております。

21ページをお願いします。



7款2項繰出金は、国保直診病院玉城病院への繰出金212万6,000円を計上しております。これは、各種健診などで使用する多項目自動血球分析装置の更新費用に充てるためのものでございます。

8款予備費を2,810万6,000円とし、調整を行いました。

なお、23ページ以降、付表、給与費明細書を添付しておりますので、後刻、ご高覧いただきますようお願いいたします。

なお、当初予算編成に当たり、国保運営協議会で協議、承認をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第30号をお願いいたします。

令和6年度玉城町介護保険特別会計予算について、予算総額を15億8,198万7,000円としております。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画を基に予算編成を行いました。

それでは、歳入から説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

保険料は事業計画に基づき計上しており、前年度当初と比較し、8.4%増の3億3,912万3,000円を計上しております。

介護保険料の基準額は月額6,700円で、令和8年度までの3か年は固定となっております。

次に、2款国庫支出金、1項国庫負担金は、本年度の保険給付費の見込みから、2億5,953万7,000円としています。

2項国庫補助金、1目調整交付金は、当初見込額7,188万5,000円、2目及び3目の地域支援事業交付金は、本年度の地域支援事業経費の見込みに基づき、それぞれ計上いたしております。

4目保険者機能強化推進交付金は、保険者機能の強化、被保険者の自立支援、重症化防止等に資する施策の実績に対し交付されるもので、116万4,000円を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。

5目介護保険保険者努力支援交付金は、保険者機能強化推進交付金の上乗せとして、特に介護予防・健康づくりに関する項目の評価により交付されるもので、217万5,000円を計上いたしております。また、この財源については保健福祉事業の財源といたしております。

3款支払基金交付金、11ページにかかけまして、4款県支出金は、国庫支出金と同様、保険給付費及び地域支援事業費の見込みを基にそれぞれ計上いたしております。

6款繰入金、1項一般会計繰入金は、保険給付費及び地域支援事業の法定負担額及び人件費を含む事務費等で、全体で2億3,809万9,000円を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

2項基金繰入金は、保険給付費の財源として、第9期計画期間中の取崩し予定額の一部として2,000万円を計上し、7款繰越金は前年度と同額を計上いたしております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費は、職員1人分の人件費、介護保険事務に係る経費を説明欄記載のとおり計上いたしております。

15ページから16ページにかけて、2項徴収費及び3項介護認定審査会費は、介護保険料の徴収及び介護認定審査会に係る費用を説明欄記載のとおり計上いたしております。

16ページから17ページにかけて、2款保険給付費は、事業計画で見込んだ介護サービス等の給付費で、前年度当初と比較し、4.7%増の14億4,993万3,000円といたしております。

17ページから19ページ中段、3款地域支援事業費は、介護予防事業、包括的支援事業・任意事業及び生活支援サービス事業に係る経費で、職員2人と会計年度任用職員2人分の人件費のほか、介護予防教室、介護相談員などへの各種報償金をはじめ、事業に必要な経費を計上し、前年度当初と比較して191万9,000円増の7,669万1,000円を計上いたしております。

4款保健福祉事業費は、保険者努力支援交付金を財源といたしまして、居場所「協」の運営委託料270万5,000円を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

7款予備費を1,980万4,000円として調整を行っております。

21ページ以降に付表、給与費明細書を添付いたしておりますので、後刻、ご高覧いただきますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第31号をお願いいたします。

令和6年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、予算総額を3億6,708万5,000円といたしております。

それでは、歳入から説明させていただきます。

予算書7ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は、三重県後期高齢者医療広域連合の試算に基づき、特別徴収保険料1億580万8,000円、普通徴収保険料4,544万6,000円、合計1億5,125万4,000円といたしております。

被保険者数は2,370人と推計し、保険料率などは、三重県後期高齢者医療広域連合のほうで2年ごとに決めています。令和6年度から令和7年度までの保険料率などにつきましては、所得割率が9.82%、均等割額4万8,903円に決定をいたしております。

次に、3款繰入金は、一般会計からの事務費繰入金で1億6,716万8,000円、低所得者の保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金は4,543万2,000円を計上いたしております。

9ページをお願いいたします。

5款繰越金は、前年度繰越金292万円といたしております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費及び2項徴収費は、一般事務経費、保険料の徴収業務に係る電算委託料、システム使用料などを計上いたしております。

11ページをお願いします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、三重県後期高齢者医療広域連合の試算に基づくもので、前年度当初と比較いたしまして、2,291万1,000円増の3億6,197万5,000円といたしております。増額の主な理由といたしましては、団塊の世代の加入により、医療費の増加が見込まれることや、保険料率などが引き上げられたことが主な要因となっております。

4款予備費を前年度と同額の30万円とし、調整を行っております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 提案理由の補足説明の途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。

（午後2時00分 休憩）

（午後2時10分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 申し訳ございません。

議案第27号 一般会計当初予算の補足説明におきまして、ページでいきますと、47ページになります。

47ページの10目の地方創生費の中で、結婚新生活支援補助金、こちらのほう、300万円ということで訂正をさせていただきます。

また、85ページの9款消防費の説明の中で、伊勢市消防のほうへ委託しております消防業務でございます。こちらのほうにつきましても、2億3,226万2,000円と申し上げましたが、2億3,226万6,000円の訂正でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（小林 豊） それでは、休憩前に引き続き、提案理由の補足説明を求めます。

産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） それでは、産業振興課が所管いたします議案第29号 令和6年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

アスパア玉城は、平成4年6月に温泉湧出、平成8年に中山間地域資源活用整備事業により現在の温泉施設ふれあいの館を整備し、順次、ふるさと味工房、手作り工房、周辺公園の整備を行ってきたところであり、これからも皆さんの触れ合いの場となる

よう努めてまいります。

それでは、予算書7ページをお開きください。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料では、コロナ前の約85%を見込み、1,650万円計上いたしております。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は100万円を計上し、3款諸収入では、主なものとして、説明欄、雑入で120万円。これは、ふるさと味工房、手作り工房等の使用料を計上し、その他の収入につきましては、令和5年度の実績見込みから予算額を計上しております。

次に、8ページをお願いします。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、前年度当初予算比で399万円減額、率にして約12.4%減額の2,818万5,000円を計上しています。

次に、9ページをお願いします。

歳出、1款管理運営費で、アスピア玉城全体の経費として、前年度当初予算比で357万6,000円減額、率にして約7.1%減額の4,664万3,000円を計上しています。

その内容の主なものといたしまして、1節会計年度任用職員報酬987万3,000円では、11人の短時間労働職員の報酬を計上しており、人勤に伴う給与表改定に伴い、約75万円増額計上となっております。

10節需用費、修繕料434万4,000円の主なものは、昨年に引き続きトイレの洋式化に係る費用を計上しています。その下の光熱水費1,259万1,000円は、電気料金の負担軽減策を見込み、約390万円減額計上しています。

次に、10ページをお願いします。

26節公課費、入湯税720万円は、歳入の使用料増額と連動して、45万円増額計上しています。

そのほか、説明欄記載のとおり、経常経費を前年並みに計上しております。

2款予備費につきましては、100万円を計上いたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 病院老健事務局 竹郷事務局長。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） それでは、所管いたします議案第32号、第34号の2議案について、補足説明をさせていただきます。

議案第32号 令和6年度玉城町病院事業会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

第2条、業務の予定量でございますが、病床数、療養病床50床、年間患者数、延べ入院患者数1万7,520人、延べ外来患者数2万1,870人、1日平均患者数、入院48人、外来90人と定めております。

続きまして、主な建設改良事業におきましては、器機整備として、赤血球、白血球、血小板などを測定する多項目自動血球分析装置、滅菌を行う医療ガス滅菌器の更新を計上いたしております。

第3条における収益的収入及び支出につきましては、5ページからの予算実施計画によりご説明申し上げます。

予算書5ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出のうち、まず収入でございます。

予算総額は7億6,765万7,000円で、前年度比較2.1%の減といたしております。

1項の医業収益は6億4,586万9,000円、前年度比較0.4%の減を見込んでおります。内容は、説明欄記載の入院患者・外来患者の見込数及び平均単価からの算出と、その他医業収益におきましては、人間ドック、予防接種、健診業務などによる公衆衛生活動収益等の収入でございます。

次に、第2項医業外収益でございますが、主なものは、2目一般会計からの運営費補助であります他会計補助金79万2,000円、3目地方公営企業法によります繰入れ基準による負担金交付金8,266万7,000円、5目医療品譲渡収益では、介護老人保健施設へ医薬品を譲渡することによる収益276万円、7目長期前受金戻入2,654万6,000円、こちらは補助金等により取得した資産の減価償却見合い分を収益化するため計上するものであります。

また、3項特別利益といたしまして、三重大学医学部寄附講座への支払いのため、町からの寄附金補助を計上いたしております。

6ページをお開きいただきますようお願いをいたします。

収益的支出でございます。

予算総額8億3,395万4,000円で、前年度比較1.3%の減といたしております。

1項医業費用といたしまして、8億401万円を計上いたしております。

1目給与費につきましては、職員総数73名分を計上しているほか、内科、眼科、皮膚科等の外来診療及び宿日直への医師への報酬を計上いたしております。

2目材料費の診療材料費につきましては、医薬品や各種検査に係ります試薬の購入費などを計上いたしております。

3目経費については、光熱水費、施設・設備の修繕料、医療機器等の賃借料、保守委託料などを計上いたしております。

7ページをお願いいたします。

4目の減価償却費、5目研究研修費につきましては、説明欄記載の内容で計上をいたしております。

2項医業外費用でございますが、1目企業債利息765万1,000円、こちらには令和4年度に更新をいたしましたMRIシステム、超音波診断装置などの機器購入の起債借入れ分利息も含まれております。

3目患者外医療材料費用につきましては、介護老人保健施設へ譲渡しました医薬品の原価でございます。

4目雑損失では、消費税納付額、5目繰延勘定償却では、控除対象外消費税償却を計上いたしましたものでございます。

3項特別損失でございますが、寄附金800万円につきましては、三重大学医学部寄附金講座への支出でございます。

医業収支比率につきましては、80.3%でございます。

2ページにお戻りいただきますようお願いをいたします。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、支出の第1項建設改良費として、多項目自動血球分析装置、医療ガス滅菌器の更新に係る購入費用802万8,000円、第2項企業債償還金6,305万4,000円を計上いたしております。

また、収入につきましては、1項他会計負担金は、企業債償還元金の2分の1の額を基準繰入れとして、一般会計から繰り入れる額3,152万6,000円及び機器購入に対して一般会計からの基準繰入れ295万円を計上するものでございます。

2項他会計補助金は、多項目自動血球分析装置購入に対して、国民健康保険の調整交付金補助を申請する予定でありますので、国保会計からの繰入金212万6,000円を計上いたしております。

なお、収入が支出に不足する額3,448万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に、第5条におきましては、債務負担行為に係ります調書を作成し、18ページに掲げております。

第6条におきましては、一時借入金の限度額を6,000万円と定めております。

第7条では、議会の議決を経なければ他に流用できない経費として、職員給与費及び交際費をそれぞれ定めております。

3ページをお願いいたします。

第8条では、他会計等からの負担金及び補助金の繰入金額を定めております。

第9条では、棚卸資産として、医薬品の購入限度額を5,000万円と定めております。

なお、9ページには、この病院事業会計につきましてはの予定キャッシュ・フロー計算書掲げております。

また、19ページから20ページには令和5年度末の予定損益計算書を、21ページから22ページには令和5年度末予定貸借対照表を、23ページから24ページには令和6年度末の予定貸借対照表を、25ページから26ページには重要な会計方針及び財務諸表注記事項をそれぞれ掲げておりますので、ご高覧賜りますようお願いをいたします。

以上、議案第32号 令和6年度玉城町病院事業会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いをいたします。

続きまして、議案第34号 令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算についま

して、補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをお開きいただきますようお願いをいたします。

第2条、業務の予定量でございますが、介護老人保健施設、定員51名、利用者数、長期、短期入所を合わせまして、年間1万8,578人、通所リハビリテーション、定員1日27人、年間利用者数5,913人、訪問看護、利用者数、年間3,790人、訪問介護、利用者数、年間3,352人、居宅介護支援事業所利用者数を年間1,656人と定めております。日平均の利用者数につきましては、記載のとおりであります。

次に、予算書2ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出につきましては、5ページからの予算実施計画により説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出のうち、まず収入でございますが、予算総額3億7,935万1,000円、昨年度予算比較では162万9,000円の減額といたしております。

内訳といたしまして、1項施設営業収益、1目は長期、短期入所の介護報酬及び利用者の自己負担を合わせましたサービス費収益、2目は居住費・食材費等の利用料収益、3目のその他営業収益と合わせまして、2億4,259万円を計上いたしております。

2項通所営業収益6,437万6,000円、3項訪問看護営業収益2,715万2,000円、4項訪問介護営業収益1,529万6,000円、5項居宅介護支援営業収益1,994万1,000円とし、介護サービス費収益を中心に予算を見込み、計上をいたしております。

6ページをお願いいたします。

6項営業外収益でございますが、2目一般会計からの運営費補助であります他会計補助金586万4,000円、4目では、長期前受金戻入として補助金等により取得した資産の減価償却相当分を収益化するため、357万6,000円を計上するためのものであります。

次に、7ページをお願いいたします。

支出でございますが、予算総額4億321万4,000円、昨年度予算比較で325万7,000円の増額といたしております。

内訳といたしましては、1項施設営業費用、1目給与費、1億9,976万4,000円、職員37名分の予算計上をいたしております。

2目材料費2,811万4,000円、3目経費4,977万5,000円、光熱水費、施設、設備の修繕料、機器、施設などの賃借料、保守委託料などを予算計上いたしております。

8ページをお願いいたします。

4目減価償却費、5目研究研修費につきましては、備考欄記載の内容で計上いたしております。

2項通所営業費用6,548万6,000円。

9ページをお願いいたします。

3項訪問看護営業費用1,948万8,000円。

10ページをお願いいたします。

4項訪問介護営業費用1,523万5,000円。

11ページをお願いいたします。

5項居宅介護支援営業費用1,721万6,000円を備考欄記載の内容で、それぞれ計上いたしております。

予算書3ページへお戻りいただきますようお願いをいたします。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、まず支出の1項企業債償還金として、令和4年度に施工いたしました施設昇降機改修に係る償還元金111万8,000円を計上いたしております。

収入に戻りまして、1項他会計補助金は、企業債償還元金の2分の1の額を一般会計からの繰入額として55万8,000円を計上するものでございます。

2項寄附金に1,000円を計上いたしております。

なお、収入が支出に不足する額555万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条におきましては、債務負担行為に関する調書を作成し、22ページに掲げております。

第6条におきましては、一時借入金の借入れ限度額を5,000万円と定めております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与及び交際費をそれぞれ定めております。

4ページをお願いいたします。

第8条では、他会計等からの補助金の繰入金額を、また、第9条では、棚卸資産としてまして購入限度額を60万円と定めております。

なお、14ページには、この介護老人保健施設事業会計につきましての予定キャッシュ・フロー計算書掲げております。

また、23ページから25ページには令和5年度末の予定損益計算書を、26ページから28ページには令和5年度末の予定貸借対照表を、また29ページから31ページには令和6年度末の予定貸借対照表を、32ページから33ページには重要な会計方針及び財務諸表注記事項をそれぞれ掲げておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第34号 令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小林 豊） 上下水道課 山本課長。

○上下水道課長（山本 陽二） それでは、所管いたします議案第33号 令和6年度玉城町水道事業会計予算の補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

まず、第2条において、令和6年度の業務の予定量は、年度末給水件数6,400件、年



間給水量193万立方メートル、1日平均給水量5,287立方メートルとし、予定量については、令和5年度の実績を踏まえ、前年対比で件数にして80件の増加、年間給水量については2万立方メートルの減少としております。

また、主な建設改良事業として、配水管更新工事、原水及び配水施設に係る機器更新工事を予定しています。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めており、2ページをお願いします、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定め、第5条以下は、これに伴う限度額等を定めるものです。

詳細について、5ページの予算実施計画をお願いします。

収益的収入及び支出の収入、1款水道事業収益、1項営業収益2億9,393万9,000円の内訳として、1目給水収益で2億9,143万円、前年対比302万円の減額になります。

2目受託工事収益は76万5,000円、3目繰入金は、消火栓維持管理に係る一般会計繰入金50万円、4目その他営業収益で、材料売却収益等124万4,000円をそれぞれ計上しています。

2項営業外収益1,956万7,000円の内訳として、1目受取利息及び配当金で、預金利息26万4,000円、2目雑収益で、本年度量水器取替分73万5,000円を、3目長期前受金戻入は1,856万8,000円を計上しています。

6ページからの支出をお願いします。

1款水道事業費用、1項営業費用2億7,402万1,000円の内訳として、1目原水費では、人件費のほか、水質検査・水源地の宿日直・機器の保守点検等に係る委託料1,843万円、水源地ポンプ類の動力費3,406万2,000円、南勢水道の受水費828万円を主なものとして7,282万7,000円で、前年対比で533万2,000円の減額を計上。

2目配水費では、加圧ポンプ場・配水池動力光熱水費398万1,000円、施設警備や水道メーター交換等委託料735万6,000円、水道管及び配水施設の修繕費1,623万円を主なものとして2,827万2,000円、前年対比で323万7,000円の増額を計上。

3目受託工事費で76万5,000円、4目総係費では、人件費のほか、6町共同化における料金システム改修、メーター検針業務ほか委託料1,287万5,000円、システム賃借料214万5,000円、負担金600万等を主なものとして4,752万8,000円、前年対比で130万7,000円の減額を計上しています。

8ページをお願いします。

5目減価償却費では、有形固定資産の減価償却に係る費用として1億2,342万900円、前年対比で857万5,000円の増額、6目資産減耗費で、配水管の更新に係る除却費等で70万円、7目その他の営業費用では、材料売却原価として50万円をそれぞれ計上しています。

2項営業外費用では、1目支払利息及び企業債取扱諸費、3目消費税を主なものとして1,912万1,000円、前年対比で482万8,000円の増額を計上。

3項特別損失では、過年度損益修正損として8万8,000円、4項予備費では1,000万円をそれぞれ計上しています。

9ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入、1項1目分担金では、加入者分担金、開発等配水管布設工事費負担金を主なものとして521万8,000円、2項繰入金、1目他会計繰入金で、自治区要望等による消火栓の新設に係る費用として、一般会計繰入金を55万円計上しています。

10ページをお願いします。

支出では、1款資本的支出、1項建設改良費、1目水道拡張費では、老朽化配水管更新工事のほか、これらに伴う設計・施工管理等委託料を、2目原水及び配水施設費は、水源地取水井水位計の取替工事を主なものとして7,336万円、前年対比で6,461万7,000円の減額。

2項固定資産購入費、1目機械及び装置購入費は、量水器購入費22万3,000円、2目車両運搬具購入費は、給水活動時におけるトラック購入費として500万円、3項償還金では、企業債償還元金として3,217万6,000円、前年対比で2,278万7,000円の減額を計上しています。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億499万1,000円は、減債積立金3,217万6,000円、過年度分損益勘定留保資金6,673万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額608万5,000円で補填するものです。

また、11ページには予定キャッシュ・フロー計算書を、12ページから17ページには給与等に関する事項を、18ページには予定損益計算書、20ページから23ページにかけて令和5年度末及び令和6年度末での予定貸借対照表を、24ページには重要な会計方針に関する注記を添付していますので、併せてご高覧くださいますようお願いいたします。

以上、議案第33号の補足説明といたします。

続いて、議案第35号 令和6年度玉城町下水道事業会計予算の補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

まず、第2条において、令和6年度の業務の予定量は、排水戸数4,787戸、年間総排水量138万9,400立方メートル、1日平均排水量3,807立方メートルとし、前年度当初より、排水戸数で90戸の増加、年間総排水量で1万9,700立方メートルの減少にあります。

また、主な建設改良事業として、マンホールポンプ更新工事及び通報装置改修工事を予定しています。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めており、2ページをお願いします、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定め、第5条以下は、これに伴う限度額等を定めるものです。

詳細について、5ページの予算実施計画をお願いします。

収益的収入及び支出の収入、1款下水道事業収益、1項営業収益1億8,321万6,000円の内訳として、1目下水道使用料で1億8,246万9,000円、前年対比269万1,000円の減額、2目その他営業収益で74万7,000円、2項営業外収益5億5,045万4,000円の内訳として、1目受取利息及び配当金で、農業集落排水設備支援事業基金利息2万1,000円、2目他会計負担金及び補助金で、一般会計補助金3億9,123万1,000円、前年対比で1億2,186万3,000円の増額、3目消費税還付金で650万円を計上し、4目雑収益で63万9,000円、5目長期前受金戻入で1億5,206万3,000円を、3項特別利益、1目過年度損益修正益で1,000円を計上しています。

6ページからの支出をお願いします。

1款下水道事業費用、1項営業費用5億4,893万7,000円の内訳として、1目管渠費でマンホールポンプ通信に係る通信運搬費115万2,000円、マンホールポンプ維持管理など委託料1,767万7,000円、管路施設の修繕費481万3,000円、マンホールポンプの動力費459万6,000円、管路修繕の工事請負費500万円を主なものとして3,357万8,000円、前年対比で83万9,000円増額を計上、2目処理場費、農業集落排水処理施設の維持管理費を主なものとし、説明記載の内容で2,132万2,000円、前年対比で230万8,000円の減額を計上、3目総係費では、人件費のほか、6町共同化における料金システム改修など委託料626万5,000円、システム賃借料242万2,000円、負担金210万円を主なものとして2,677万2,000円、前年対比で913万4,000円の増額を計上しています。

4目流域下水道費では、宮川流域下水道の汚水処理に係る維持管理負担金1億6,445万円、前年対比で2,781万3,000円の増額を計上しています。これは、宮川流域下水道管理運営しております三重県が3年ごとに単価改定を実施し、昨今の労務費、燃料価格の上昇に伴い、1立方メートル当たり税抜単価が現行91円から115円に24円値上げによるものです。この単価における期間は、令和6年度から令和8年度まで続くこととなります。

5目減価償却費では、有形固定資産及び無形固定資産の減価償却に係る費用3億261万3,000円、前年対比で69万5,000円の増額、6目資産減耗費では、固定資産除却費として20万1,000円を、7目その他の営業費用では1,000円をそれぞれ計上しています。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債利息8,001万1,000円、前年対比で349万6,000円の減額を、2目補助金では2,000円、3目雑支出では2万円を計上し、3項特別損失では、過年度損益修正損として105万1,000円、4項予備費では200万円それぞれ計上しています。

8ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入、1項企業債、1目下水道事業債では、建設改良工事及び宮川流域下水道の建設改良負担金の財源のため、また、その他の企業債として、資本費平準化債を合計1億3,500万円、前年対比で2,380万円の減額を計上しています。

2項補助金では、1目国庫補助金で、社会資本整備総合交付金事業に基づく補助金740万円、2目県補助金で、団体営農業集落排水整備促進事業に基づく補助金830万円、3目他会計補助金で、企業債償還元金、また建設改良費に係る一部を一般会計補助金として3,385万4,000円、前年対比で1億3,051万6,000円の減額をそれぞれ計上しています。

3項負担金では、1目受益者負担金600万円、4項基金繰入金では、農業集落排水設備支援事業基金286万5,000円をそれぞれ計上しています。

9ページをお願いします。

支出では、1款資本的支出、1項建設改良費、1目管路施設費では、公共下水道管路設計等の委託料1,373万8,000円、宮川流域下水道の建設改良負担金7,888万4,000円、マンホールポンプ更新等に係る工事請負費4,335万4,000円を主なものとして1億3,617万8,000円、前年対比で6,645万3,000円の減額、2目処理場施設費は、農業集落排水処理施設の機器修繕費476万円、前年対比で424万円の減額を計上し、2項償還金、1目企業債償還金で、公共下水道事業償還金は2億9,199万6,000円、農業集落排水事業償還金は4,034万円、合計3億3,233万6,000円、前年対比で769万4,000円の増額を計上、3項基金積立金では、農業集落排水設備支援事業基金への利息の積立金を計上しています。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億7,987万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億5,069万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金2,008万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額910万円を補填するものです。

また、10ページには予定キャッシュ・フロー計算書を、11ページから15ページには給与等に関する事項を、16ページには予定損益計算書を、18ページから21ページにかけて令和5年度末及び令和6年度末での予定貸借対照表を、22ページには重要な会計方針及び予定貸借対照表に関連する注記を、23ページにはセグメント情報の開示として公共下水道事業と農業集落排水事業の概要及び資産等を添付しておりますので、併せてご高覧くださいますようお願いいたします。

以上、議案第35号の補足説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） これで本日の日程は全て終了しました。

明日6日は、午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（午後2時52分 散会）